

大気汚染防止法・沖縄県生活環境保全条例(大気)

## 届出の手引き

(Ver2.4)

平成 28 年 4 月

沖縄県環境部環境保全課

# 目 次

1. はじめに	1
2. 定 義	1
1) ばい煙	
2) ばい煙発生施設	
3) 粉じん	
4) 一般粉じん発生施設等	
5) 揮発性有機化合物	
6) 揮発性有機化合物排出施設	
3. 届出を要する施設	
1) 大気汚染防止法に係るばい煙発生施設	3
2) 沖縄県生活環境保全条例に係るばい煙発生施設	5
3) 大気汚染防止法に係る一般粉じん発生施設	5
4) 沖縄県生活環境保全条例に係る一般粉じん発生施設	6
5) 大気汚染防止法に係る揮発性有機化合物排出施設	7
6) 適用除外	7
4. ばい煙発生施設に係る排出基準	
1) いおう酸化物に係る排出基準	8
2) 有害物質に係る排出基準	9
3) ばいじんに係る排出基準	11
表5-3 大気汚染防止法による窒素酸化物の排出基準	12
表6-1 大気汚染防止法によるばいじんの排出基準	20
表6-2 沖縄県環境保全条例によるばいじんの排出基準	24
5. ばい煙量等の測定義務	25
6. 揮発性有機化合物に係る排出基準及び測定義務	27
7. 粉じん発生施設に係る規制について	29
1) 一般粉じん発生施設	29
2) 特定粉じん発生施設（法）	30

8. 公害防止担当者について	31
9. 特定粉じん排出等作業の実施の届出及び完了届出について	32
(1) 届出者	32
(2) 届出対象	32
(3) 特定工事に該当しないことが明らかな建設工事	33
(4) 解体等工事に係る説明の時期	34
(5) 解体等工事に係る説明事項	34
(6) 特定工事に係る説明事項	34
(7) 調査結果の揭示	34
(8) 提出書類	35
(9) 作業基準	36
(10) 完了届出	38
10. 届出書の記入例	39
・ばい煙発生施設設置（使用、変更）届出書 記入例	39
・（法）特定粉じん排出等作業実施届出書 記入例	43
・（条例）特定粉じん排出等作業実施届出書 記入例	45
11. 届出について	47
12. 計画変更等の命令等	49
13. 届出に係る事務の流れ	50
(1) 大気汚染防止法に係る届出	50
(2) 沖縄県生活環境保全条例に係る届出	50
ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設の設置（変更）の届出の流れ	52
特定粉じん排出等作業（法、条例）の実施の届出の流れ	53

## 1 はじめに

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる公害のうち大気汚染については大気汚染防止法（以下「法」という。）で規制を行っている。また本県においては沖縄県生活環境保全条例（以下「条例」という。）による規制も行っている。

法及び条例は、事業活動に伴って発生する「ばい煙」、「粉じん」、「揮発性有機化合物」の排出を規制すること等により、住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的としている。

また、法及び条例では、ばい煙、粉じん、揮発性有機化合物を排出、又は発生する施設等の種類と規模を定めて「ばい煙発生施設（法、条例）」、「一般粉じん発生施設（法、条例）」、「特定粉じん発生施設（法）」、「特定粉じん排出等作業（法、条例）」、「揮発性有機化合物排出施設（法）」とし、それらの施設等に関する各種の届出を義務づけており、ばい煙、揮発性有機化合物の排出基準、一般粉じん等施設の構造並びに使用及び管理に関する基準、特定粉じんの飛散防止のための作業基準等が定められている。

## 2 定義

### 1) ばい煙

「ばい煙」とは、次に掲げる物質をいう。

ア 燃料その他の燃焼に伴い発生する「いおう酸化物」

イ 燃料その他の燃焼又は、熱源としての電気の使用に伴い発生する「ばいじん」

ウ 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く）に伴い発生する物質で法施行令（以下「令」という。）又は条例施行規則（以下「規則」という。）で定めるもの。

- 令第1条第1項
- (1) カドミウム及びその化合物
  - (2) 塩素及び塩化水素
  - (3) 弗素、弗化水素及び弗化珪素
  - (4) 鉛及びその化合物
  - (5) 窒素酸化物

- 規則第3条第1項
- (1) カドミウム及びその化合物
  - (2) 塩素及び塩化水素
  - (3) 弗素、弗化水素及び弗化珪素
  - (4) 鉛及びその化合物

### 2) ばい煙発生施設

法第2条第2項及び条例第2条第5項に規定するものをいい、令別表第1、規則別表第1に示す施設が該当する。

### 3) 粉じん

「粉じん」とは、法第2条第8項及び条例第2条第1項第6号に規定する、物の破砕、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。「特定粉じん」とは、法第2条第9項及び条例第2条第7号に規定する、粉じんのうち石綿その他の人の健康に係る被害を発生する恐れがある物質をいい「一般粉じん」（法第2条第10項及び条例第2条第8号）とは、特定粉じん以外の粉じんをいう。

#### 4) 一般粉じん発生施設等

工場又は事業場に設置される施設で、一般粉じんを発生させるもののうち、その施設から排出される一般粉じんが大気の汚染の原因となるものを「**一般粉じん発生施設**（法第2条第10項及び条例第2条第9号）」という。一般粉じん発生施設は**令別表第2**、**規則別表第2**に示す施設が該当する。

特定粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるものを「**特定粉じん発生施設**（法第2条第11項）」という。

特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料が使用されている建築物等を解体等する作業のうち、その作業の現場から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるものを「**特定粉じん排出等作業**（法第2条第12項及び条例第2条第10号）」という。特定粉じん排出等作業は、法施行令第3条の3、条例施行規則第5条の2に示す特定粉じんを発生等する原因となる建築材料を排出等する作業が該当する。

#### 5) 揮発性有機化合物（VOC ; volatile organic compounds）

「**揮発性有機化合物**」とは、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。）をいう。

VOCに該当する主な物質 (1)トルエン(2)キシレン(3)1,3,5-トリメチルベンゼン  
(4)酢酸エチル(5)デカン(6)メタノール(7)ジクロロメタン  
(8)メチルエチルケトン など

#### 6) 揮発性有機化合物排出施設（VOC排出施設）

法第2条第5項に規定するものをいい、令別表第1の2に示す施設が該当する。

3 届出を要する施設と規制物質

1) 表 1-1 大気汚染防止法に係るばい煙発生施設

(令別表 1)

項	施設の種類	規模	規制基準
ばい煙発生施設	ボイラー	伝熱面積10㎡以上又はバーナーの燃焼能力が重油換算50L/h以上	ばい煙の排出基準 1 硫黄酸化物 2 ばいじん 3 有害物質 (1)カドミウム及びその化合物 (2)塩素 (3)塩化水素 (4)弗素、弗化水素及び弗化珪素 (5)鉛及びその化合物 (6)窒素酸化物
	ガス発生炉・加熱炉	石炭又はコークスの処理能力が20t/日以上又はバーナーの燃焼能力が重油換算50L/h以上	
	焙焼炉・焼結炉・煨焼炉	原料の処理能力が1t/h以上	
	溶鉱炉・転炉・平炉	火格子面積1㎡以上(火格子の水平投影面積)又は羽口面断面積(羽口最下段の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積)が0.5㎡以上又はバーナーの燃焼能力が重油換算50L/h以上又は変圧器の定格容量が200KVA以上	
	金属溶融炉	触媒に附着する炭素の焼却能力が200kg/h以上	
	金属加熱炉	バーナーの燃焼能力6L/h以上	
	石油加熱炉	火格子面積1㎡以上又はバーナーの燃焼能力が重油換算50L/h以上又は変圧器の定格容量200KVA以上	
	触媒再生塔		
	8-2 燃焼炉		
	9 焼成炉・溶融炉		
	10 反応炉・直火炉		
	11 乾燥炉		
	12 電気炉		
	13 廃棄物焼却炉		
	14 焙焼炉・焼結炉・溶鉱炉・転炉・溶解炉・乾燥炉		
15 乾燥施設			

ばい煙発生施設		塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設		原料として使用する塩素(塩化水素にあっては塩素換算量)の処理能力が50kg/h以上	
16	塩素急速冷却施設	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素(塩化水素にあっては塩素換算量)の処理能力が50kg/h以上	
17	溶解槽	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	バーナーの燃焼能力3L/h以上であること	
18	反応炉	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る)の用に供する反応炉	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る)の用に供する反応炉	バーナーの燃焼能力3L/h以上であること	
19	塩素反応施設	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限る)	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限る)	原料塩素処理能力50kg/h以上(塩化水素にあっては塩素換算量)	
20	電解炉	アルミニウムの精錬の用に供する電解炉	アルミニウムの精錬の用に供する電解炉	電流容量が30KA以上	
21	反応・濃縮施設 焼成炉・溶解炉	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造(原料に燐鉱石を使用するものに限る)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造(原料に燐鉱石を使用するものに限る)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	燐鉱石の処理能力が80Kg/h以上又はバーナーの燃焼能力が重油換算50L/h以上又は変圧器の定格容量が200KVA以上	
22	凝縮・吸収施設 蒸溜施設	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設(密閉式のものを除く)	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設(密閉式のものを除く)	伝熱面積が10平方メートル以上又はポンプの動力が1KW以上	
23	反応施設・乾燥炉 焼成炉	トリポリ燐酸ナトリウムの製造(原料に燐鉱石を使用するものに限る)の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	トリポリ燐酸ナトリウムの製造(原料に燐鉱石を使用するものに限る)の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が80Kg/h以上又は火格子面積が1m <sup>2</sup> 以上又はバーナーの燃焼能力が重油換算50L/h以上	
24	鉛溶解炉	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む)又は鉛の管、板若しくは線の製造に供する溶解炉	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む)又は鉛の管、板若しくは線の製造に供する溶解炉	バーナーの燃焼能力10L/h以上、変圧器の定格容量40KVA以上	
25	溶解炉	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃焼能力が重油換算4L/h以上であるか、又は変圧器の定格容量が20KVA以上	
26	溶解炉・反射炉・反応炉・乾燥施設	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.1m <sup>3</sup> 以上であるか、バーナーの燃焼能力が重油換算4L/h以上であるか、又は変圧器の定格容量が20KVA以上	
27	吸収施設・漂白施設・濃縮施設	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が100Kg/h以上	
28	コークス炉			原料の処理能力が20t/日以上	
29	ガスタービン				
30	ディーゼル機関			燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上であること	
31	ガス機関				
32	ガソリン機関			燃料の燃焼能力が重油換算35L/h以上	

※「重油換算」…液体燃料は10L、ガス燃料は16m<sup>3</sup>、固体燃料は16kgが重油10Lに相当する(昭和46年8月25日付け環大企第5号環境庁大気保全局長通知)。

2) 表 1-2 沖縄県生活環境保全条例に係るばい煙発生施設

(規則別表第 1)

項	施設の種類	施設の規模	規制基準
ばい煙発生施設	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及び硫黄化合物の含有率が体積比で0.1パーセント以下であるガス（以下「希硫ガス」という。）を燃料として専焼させるものを除く。）	日本工業規格（以下「規格」という。）B 8201及びB 8203の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が、5平方メートル以上10平方メートル未満であること。	ばい煙の排出基準 1 硫黄酸化物 2 ばいじん 3 有害物質 (1)カドミウム及びその化合物 (2)塩素及び塩化水素 (3)弗素、弗化水素及び弗化珪素 (4)鉛及びその化合物
	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉（電気炉、転炉、平炉及び希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が、0.5平方メートル以上1平方メートル未満であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が、0.2平方メートル以上0.5平方メートル未満であるか、バーナーの燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル以上50リットル未満であるか、又は変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。	
	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び熔融炉（電気炉及び希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。）		
	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。）		
	廃棄物焼却炉	火格子面積が1平方メートル以上2平方メートル未満であるか、又は焼却能力が1時間当たり100キログラム以上200キログラム未満であること。	

※希硫ガス・・・いおう化合物の含有率が体積比で0.1パーセント以下であるガスをいう。

3) 表 2-1 大気汚染防止法に係る一般粉じん発生施設

(令別表 2)

項	施設の種類	施設の規模	規制基準
大気汚染防止法	1 コークス炉	処理能力が50t/日	施設の構造並びに使用及び管理に関する基準
	2 鉱物又は土石の堆積場	面積1,000㎡以上	
	3 ベルトコンベア・バケツトコンベア	ベルト幅75cm以上又はバケツト内容積0.03m <sup>3</sup> 以上	
	4 破砕機・摩砕機	原動機の定格出力75KW以上	
	5 ふるい	原動機の定格出力15KW以上	

※「項」は大気汚染防止法施行令別表第 1 別表第 2 の項番号です。



4) 表 2-2 沖縄県生活環境保全条例に係る一般粉じん発生施設

(規則別表第2)

項	施設の種類	施設の規模	規制基準
一般粉じん発生施設 沖縄県生活環境保全条例	1	鉱物（コークスを含む。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満であること。
	2	鉱物、土石又はセメントの用に供するベルトコンベア及びバケツトコンベア（密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が60センチメートル以上75センチメートル未満であるか、又はバケツトの内容積が0.01立方メートル以上0.03立方メートル未満であること。
	3	おがくず又は木材チップの用に供するベルトコンベア及びバケツトコンベア（密閉式のものを除く。）	ベルト幅が60センチメートル以上であるか、又はバケツトの内容積が0.01立方メートル以上であること。
	4	鉱物、岩石又はセメントの用に供する破砕機及び摩砕機（湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が7.5キロワット以上75キロワット未満であること。
	5	木材又はコンクリートの用に供する破砕機及び摩砕機（湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。
	6	鉱物、岩石又はセメントの用に供するふるい（湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が7.5キロワット以上15キロワット未満であること。
	7	木材又はコンクリートの用に供するふるい（湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。
	8	飼料又は有機質肥料の製造の用に供する粉砕施設及びふるい	

※ 「項」は沖縄県生活環境保全条例施行規則別表第1、別表第2の項番号を示す。

①堆積場

- ※ 「鉱物」とは鉱業法第3条第1項に規定されているもののほか、ボーキサイト、岩塩等の外国産の鉱物、コークス、硫酸焼鉱、鉱石のペレット、化学石こう、カーバイド等を含む。
  - ※ 堆積場が区画されている場合であっても連続しているものは一施設とする。二種類以上の鉱物または土石が区画して堆積される場合であっても連続しているものは一施設とする。
  - ※ 「岩石」とは、採石法第2条に規定されているものをいう。
  - ※ 「土石」とは、「鉱物」又は「岩石」以外のものをいい、コンクリートがら等を含む。
  - ※ 建設現場などで長期にわたって使用する「堆積場」は原則として届出対象となる。
- ②破砕機等
- ※ 密閉構造とは、発生した粉じんが施設外の大気中に排出しない構造をいう。例えば、バッチ式の完全密閉、ウォーター・タイド構造、あるいは挿入口、排出口に続き施設の担当部分がカバーされているものが該当する。
  - ※ ベルトコンベアの場合、ホッパー、破砕機等の施設で区切られ、定置された一連のコンベア単基の集合を全体として一施設とする。

5) 表3 大気汚染防止法に係る揮発性有機化合物排出施設

(規則令別表1の2)

項	施設の種類	施設の規模	規制基準
揮発性有機化合物排出施設	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設 (揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。)	送風機の送風能力 (送風機が設置されていない施設にあつては、排風機の排風能力。以下同じ。) が 3,000 m <sup>3</sup> /h 以上	VOCの排出基準
	塗装施設 (吹付塗装を行うものに限る。)	排風機の排風能力が 100,000 m <sup>3</sup> /h 以上	
	塗装の用に供する乾燥施設 (吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)	送風機の送風能力が 10,000m <sup>3</sup> /h 以上	
	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料 (合成樹脂を積層するものに限る。) の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 5,000m <sup>3</sup> /h 以上	
	接着の用に供する乾燥施設 (前項に掲げるもの及び木材又は木製品 (家具を含む。) の製造の用に供するものを除く。)	送風機の送風能力が 15,000m <sup>3</sup> /h 以上	
	印刷の用に供する乾燥施設 (オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が 7,000m <sup>3</sup> /h 以上	
	印刷の用に供する乾燥施設 (グラビア印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が 27,000m <sup>3</sup> /h 以上	
	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設 (当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。)	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が 5 m <sup>2</sup> 以上	
	ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20 kPa を超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク (密閉式及び浮屋根式 (内部浮屋根式を含む。) のものを除く。)	容量が 1,000kL 以上	

※「乾燥施設」は、VOCを蒸発させるためのものに限る。

※「送風機の送風能力」が規模の指標となつている施設で、送風機がない場合は、送風機の排風能力を規模の指標とする。

6) 適用除外 (法第27条第1項)

- ・電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第2条第1項第16号に規定する電気工作物、ガス事業法 (昭和29年法律第51号) 第2条第13項に規定するガス工作物又は鉱山保安法 (昭和24年法律第70号) 第13条第1項の経済産業省令で定める施設であるばい煙発生施設、特定施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設又は特定粉じん発生施設 (以下「ばい煙発生施設等」という。) において発生し、又は飛散するばい煙、特定物質、揮発性有機化合物、一般粉じん又は特定粉じん (以下「ばい煙等」という。) を排出し、又は飛散させる者については、各々の法律に基づき届出を行うこととなる (大気汚染防止法の届出の対象外)。

#### 4 ばい煙発生施設に係る排出基準

##### 1) いおう酸化物に係る排出基準（大気汚染防止法、沖縄県生活環境保全条例共通）

いおう酸化物の排出基準は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物の量について、地域の区分ごとに排出口の高さに応じて定められる排出許容量で、次式により求められる。

$$\text{いおう酸化物排出許容量計算式} \cdots q = K \times 10^{-3} \cdot H_e^2 \cdots \cdots \text{①}$$

この式において  $q$ 、 $K$  及び  $H_e$  は、それぞれ次の値を表わすものとする。

- $q$  : いおう酸化物排出許容量 (0°C 1 気圧の状態に換算した立方メートル毎時)
- $K$  : 地域の区分ごとに掲げる値 (表 4)
- $H_e$  : 次の式によって補正された排出口の高さ (単位: メートル) 煙突に傘のあるものを除く。

$$H_e = H_o + 0.65 (H_m + H_t)$$

$$H_m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left( 2.301 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

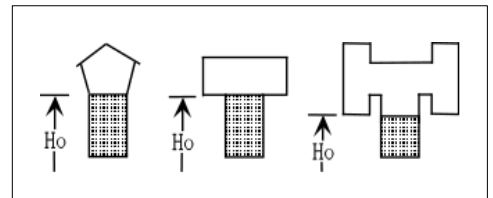
$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left( 1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

これらの式においては、 $H_e$ 、 $H_o$ 、 $H_m$ 、 $H_t$ 、 $Q$ 、 $V$ 、及び  $T$  はそれぞれ次の値を表わすものとする。

- $H_e$  : 補正された排出口の高さ (有効煙突高、m)
- $H_o$  : 排出口の実高 (m)
- $H_m$  : 排出口における上向きの運動量による上昇高さ (m)
- $H_t$  : 排ガス温度と大気温度との温度差による上昇高さ (m)
- $Q$  : 温度 15°C における排出ガス量 ( $m^3/s$ )
- $V$  : 排出ガスの排出速度 (m/s)
- $T$  : 排出ガスの温度 (絶対温度)

また、実際に排出口から排出されるいおう酸化物の量は次式により算出し、その結果、 $q' \leq q$  であれば排出基準を満たしていることになる (原料等からのいおう酸化物の排出がある場合は、それを加えた総排出量とする)。

$$\left\{ \begin{array}{l} q' = 0.007 \times W \times d \times S \cdots \cdots \text{②} \\ W : \text{最大燃原料使用量 (L/h 又は Kg/h)} \\ d : \text{燃料の比重 (固体の場合は } d = 1 \text{)} \\ s : \text{硫黄分 (\%)} \end{array} \right.$$



なお、排出基準の算定式①中、 $H_e$  は次による。

ア 実煙突高  $H_o$  は、グランドレベル (GL) からの高さとする。

イ 煙突頂部に傘がついている場合は、 $H_e = H_o$  とし、その場合の  $H_o$  は上図のとおりとする。

表4 各市町村におけるK値

(法施行令別表第3の2)

Kの値	区 域
9.0	那覇市 宜野湾市 浦添市 うるま市（石川赤崎、石川赤崎一丁目、石川赤崎二丁目、石川赤崎三丁目、石川東山一丁目、石川東山二丁目、石川東山本町一丁目、石川東山本町二丁目、石川曙一丁目、石川曙二丁目、石川曙三丁目、石川一丁目、石川二丁目、石川、石川石崎一丁目、石川石崎二丁目、石川伊波、石川嘉手苅、石川白浜一丁目、石川白浜二丁目、石川楚南、石川東恩納、石川東恩納崎、石川山城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋慶名、与那城屋平及び与那城の区域に限る。） 金武町 北谷町 北中城村 中城村 西原町 与那原町
13.0	糸満市 沖縄市 うるま市（勝連内間、勝連津堅、勝連南風原、勝連浜、勝連比嘉、勝連平敷屋及び勝連平安名の区域に限る。） 豊見城市 恩納村 宜野座村 読谷村 嘉手納町 南風原町
17.5	その他の区域

ただし、以下のばい煙発生施設については、当分の間、硫黄酸化物の排出基準の適用が猶予される。

- ①昭和60年9月9日以前に設置された小型ボイラー
- ②昭和63年1月31日以前に設置されたガスタービン及びディーゼル機関であって、排出ガス量が1万m<sup>3</sup>N/h未満のもの
- ③ガスタービン及びディーゼル機関並びにガス機関及びガソリン機関のうち専ら非常用として用いられるもの

2) 有害物質に係る排出基準

法律及び条例で定められた有害物質の排出基準はばい煙発生施設の種類ごとに定められており、表5-1(有害物質:法律)、表5-2(有害物質:条例)、表5-3(窒素酸化物:法律のみ)に示すとおりである。

窒素酸化物及び塩化水素の排ガス中の濃度については次式により算出する。

ア. 窒素酸化物(法律)

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

C : 窒素酸化物の濃度(ppm)  
 O<sub>n</sub> : 各施設毎に定められた値(残存酸素濃度)(%)  
 O<sub>s</sub> : 排出ガス中の酸素濃度 (%)  
 C<sub>s</sub> : JISK0104 で測定された濃度(ppm)

イ. 塩化水素(法律)

$$C = \frac{9}{21 - O_s} \cdot C_s$$

C : 塩化水素の濃度(mg/Nm<sup>3</sup>)  
 O<sub>s</sub> : 排出ガス中の酸素濃度 (%)  
 C<sub>s</sub> : JISK0107 で測定された濃度(mg/Nm<sup>3</sup>)

表 5-1 大気汚染防止法による有害物質の排出基準

(法施行規則別表第 3)

物質名	ばい煙発生施設	定量物質	排出基準 (mg/m <sup>3</sup> )
カドミウム 及びその化合物	カドミウム顔料などの乾燥施設 カドミウム化合物を原料とするガラス製造用の焼成炉, 溶融炉	カドミウム	1.0
	銅・鉛・亜鉛の精錬用の焙焼炉, 転炉, 溶解炉, 乾燥炉		
鉛及び その化合物	銅・鉛・亜鉛の精錬用の焼結炉, 溶鋳炉	鉛	30
	鉛の二次精錬・二次製品(管, 板, 線, 鉛蓄電池, 鉛系顔料) 用の溶鋳炉		10
	鉛ガラス用の焼成炉, 溶融炉		20
塩素及び 塩化水素	塩素反応施設・吸収施設など	塩素	30
	塩素反応施設・吸収施設など 廃棄物焼却炉	塩化水素	80 700
弗素, 弗化水 素 及び 弗化 珪素	アルミニウム精錬電解炉(排出口)	弗素	3.0
	アルミニウム精錬電解炉(天井系)		1.0
	弗化物を用いるガラス焼成炉, 溶融炉 燐, 燐酸, 燐酸肥料製造用などの反応施設, 濃縮施設, 溶解 炉の一部, 弗酸, トリポリ燐酸ソーダ製造用の施設の一部( 吸収施設など)		10
	過燐酸石灰製造用の反応施設など		15
	燐酸肥料製造用の焼成炉, 平炉		20
窒素酸化物	表 5-3 による		

表 5-2 沖縄県生活環境保全条例による有害物質排出基準

(規則別表第 6)

大 気 有 害 物 質 の 排 出 基 準

大気有害物質の種類	許 容 限 度	
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 1.0ミリグラム	
塩素	30ミリグラム	
塩化水素	別表第 1 の 5 の項に掲げる廃棄物焼却炉	700ミリグラム
	別表第 1 の 5 の項以外の項に掲げる施設	80ミリグラム
弗素、弗化水素及び弗化珪素	弗素として 10ミリグラム	
鉛及びその化合物	鉛として 20ミリグラム	
備考	<p>1 大気有害物質の量は、温度が零度であって、圧力が 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 立方メートル当たりの量とする。</p> <p>2 当該大気有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される大気有害物質（1 時間につき合計 6 分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。</p> <p>3 この表の塩化水素に係る大気有害物質の量欄に掲げる塩化水素の量（別表第 1 の 5 の項に掲げる廃棄物焼却炉に係るものに限る。）は、次の式により算出された塩化水素の量とする。</p> $C = \frac{9}{21 - O_s} \cdot C_s$ <p>この式において、C、O<sub>s</sub> 及び C<sub>s</sub> は、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>C 塩化水素の量（単位 ミリグラム）</p> <p>O<sub>s</sub> 排出ガス中の酸素の濃度（単位 百分率）</p> <p>C<sub>s</sub> 規格 K0107 に定める方法のうち硝酸銀法により測定された塩化水素の濃度を温度が零度であって圧力が 1 気圧の状態における排出ガス 1 立方メートル中の量に換算したもの（単位 ミリグラム）</p> <p>4 大気有害物質の量が著しく変動する施設にあつては、1 工程の平均の量とする。</p> <p>5 測定方法は、付表に掲げるとおりとする。</p>	

3) ばいじんに係る排出基準

ばいじんに係る排出基準は表 6-1(法律)、表 6-2(条例)に示すとおりである。

ばいじん量は、次式により算出された量とする。

下式において、C、O<sub>n</sub>、O<sub>s</sub> 及び C<sub>s</sub> はそれぞれ次の値を表すものとする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

C : ばいじんの量 (グラム)

O<sub>n</sub> : 表 5-3 中、O<sub>n</sub> の欄に記載された値

O<sub>s</sub> : 排出ガス中の酸素濃度(百分率とし、20%をこえる場合は 20%とする。)

C<sub>s</sub> : JISZ8808 に定める方法により測定されたばいじん量(グラム)

表 5-3 大気汚染防止法による窒素酸化物の排出基準 (法施行規則別表第 3 の 2)

令別表第 1 の項	細番号	ばい煙発生施設の種類※1	規模(湿り最大定格排ガス量) $\text{万 m}^3/\text{h}$	残存酸素濃度 $\text{O}_n$ (%)	排出基準値 (ppm)						
					48年8月9日までに設置された施設	48年8月10日から50年12月9日までに設置された施設	50年12月10日から52年6月17日までに設置された施設	52年6月18日から54年8月9日までに設置された施設	54年8月10日から58年9月10日までに設置された施設	58年9月10日から62年3月31日までに設置された施設	62年4月1日以降設置された施設
1	①	ガス専焼ボイラー	50以上		100	60					
			10~50	130							
			4~10	5%							
			1~4		130						
			1未満		150	150					
			1未満		150						
			小型ボイラー		(小型ボイラーとは、伝熱面積 $10\text{m}^2$ 未満でバーナーの燃焼能力が重油換算 $50\text{L}/\text{h}$ 以上のもの。)						
	②	低品位炭燃焼ボイラー(天井バーナー)※2	70以上		300					200	
			50~70	420		300			300		250
			20~50	6%							
			4~20		350						
			1~4		380						
			0.5~1		480		350		350		350
			0.5未満		480	480					
			0.5未満		480						
	③	低品位炭専焼ボイラー(天井バーナー) { $30\text{万 m}^3/\text{h}$ 以上 }	70以上		300						200
			50~70	480		300					200
			30~50		350						250
			30~50		350						
	④	低品位炭専焼ボイラー(火炉分割壁型, 火炉熱発生率 $586047\text{kJ}$ { $14\text{万 kcal}/\text{m}^3 \cdot \text{h}$ } 以上, $50\text{万 m}^3/\text{h}$ 以上)	70以上		300						200
			50~70	550		300					250
			50~70	6%							200
			50~70								250

1	⑤	低品位炭専焼ボイラー 30万 <sup>3</sup> N/h以上, ③, ④(以外)	70以上 50~70 30~50	6%	480	300 350	300	300	200 250
	⑥	低品位炭燃焼ボイラー [ 火炉分割壁型, 火炉熱発生率 586047kJ(14万kcal/m <sup>3</sup> ・h) 以上, ④, ⑤(以外) ]	70以上 50~70 20~50 4~20 1~4 0.5~1 0.5未満	6%	400 420 450 480	300 350 380 480	300	300 300 350 380	200 250 350
	⑦	石炭専焼ボイラー [ 前面燃焼方式, 自然循環型, 火炉熱発生率586047kJ(14 万kcal/m <sup>3</sup> ・h)以上, 20万~2 5万 <sup>3</sup> N/hのもの ]		6%	450	350	300	300	250
	⑧	石炭燃焼ボイラー [ 接線型チルチングバーナー, 100万 <sup>3</sup> N/h以上 ]		6%	430	300			200
	⑨	石炭燃焼ボイラー [ 流動層燃焼方式, 4万 <sup>3</sup> N/h未満 ]	1~4 0.5~1 0.5未満	6%	450 480	380 480	350 480	380 390 380	350
	⑩	石炭燃焼ボイラー [ 散布式ストーカー型 ] 4万~10万 <sup>3</sup> N/h		6%	450	350	300	320	
	⑪	固体燃焼ボイラー [ 流動層燃焼方式, 4万 <sup>3</sup> N/h未満 ]	0.5~4 0.5未満	6%	450 480	380 480	350 480	360	350
	⑫	固体燃焼ボイラー [ 火炉熱発生率837210KJ(20万 kcal/m <sup>3</sup> ・h)以上, 再熱再生 抽気復水式自然循環型, 59.1 2.31までに固体燃焼ボイラ ーに転換するもの, 50万~70 万 <sup>3</sup> N/hのもの ]		6%	420	300			250



表 5-3 大気汚染防止法による窒素酸化物の排出基準

令別表第1項	細番号	ばい煙発生施設の種類	規模最大定格排ガス量 万m <sup>3</sup> /h	残存酸素濃度 On (%)	排出基準値 (ppm)																	
					48年8月9日までに設置された施設	48年8月10日から50年12月9日までに設置された施設	50年12月10日から52年6月17日までに設置された施設	52年6月18日から54年8月9日までに設置された施設	54年8月10日から58年9月9日までに設置された施設	58年9月10日から62年3月31日まで設置された施設	62年4月1日以降設置された施設											
1	⑬	固体燃焼ボイラー (②～⑫以外)	70以上		400																	
			50～70		300																	
			20～50	6%	350	300																
			4～20		450	350	350															
			0.5～4		480	480	480															
			0.5未満																			
			50～100		210	180																
			10～50	4%			150															
			4～10		280	280																
			1～4																			
1未満																						
15	⑮	液体燃焼ボイラー (原油タール、⑭以外)	50以上		180																	
			10～50		180	180																
			4～10	4%			150															
			1～4		250	250																
			1未満																			
			50～100		210	180																
			10～50	4%			150															
			4～10		250	250																
			1～4																			
			1未満																			
16	⑯	排脱付液体燃焼ボイラー (原油タール以外)※3 (100万m <sup>3</sup> /h未満)	50～100		210																	
			10～50		250	250																
			4～10	4%			150															
			1～4		280	280																
			1未満																			
			50～100		210	180																
			10～50	4%			150															
			4～10		250	250																
			1～4																			
			1未満																			

1	⑰	液体燃焼ボイラー (⑭～⑯以外)※4	50以上	180	180	130	130	S60.9.10～	H2.9.10～
			10～50	190	180	150	150	350	
			4～10	230	230	250	180	※7	260
			1～4	250	250	250	180	※7	※7
2	⑱	固体燃焼小型ボイラー	6%	※昭和60年9月9日以前に、設置の工事に着手した小型ボイラーには、当分の間、基準値は適用しない。					
			4%	※小型ボイラーとは、伝熱面積10m <sup>2</sup> 未満でバーナーの燃焼能力が重油換算50L/h以上のもの。					
			7%	170	150	150	150		
			7%	360	150	150	150		
3	①	ペレット焼成炉 (ガス燃焼)	1以上	540	220	220	220		
			1未満	540	540	220	220		
			1以上	300	220	220	220		
			1未満	300	300	220	220		
3	②	焼結炉 ①以外のペレット焼成炉	10以上	260	220	220	220		
			1～10	270	220	220	220		
			1未満	300	350	220	220		
			1以上	350	200	200	200		
4	④	アルミナ製造用煨焼炉	10%	200	200	200	200		
			10%	200	200	200	200		
			14%	250	220	220	220		
			15%	120	100	100	100		
5	⑤	煨焼炉(④以外)	12%	200	180	180	180		
			12%	200	180	180	180		
			12%	200	180	180	180		
			12%	200	180	180	180		
6	①	ラジアントチューブ 型金属加熱炉	10以上	100	100	100	100		
			1～10	150	150	150	150		
			0.5～1	200	200	200	200		
			0.5未満	200	200	200	200		
6	②	鍛接鋼管用金属加熱炉	10以上	100	100	100	100		
			1～10	180	180	180	180		
			0.5～1	150	150	150	150		
			0.5未満	180	180	180	180		

表 5-3 大気汚染防止法による窒素酸化物の排出基準

令別表第1の項	細番号	ばい煙発生施設の種類	規模 (湿り最大 定格排ガス量 万m <sup>3</sup> /h)	残存 酸素 濃度 On (%)	排出基準値 (ppm)							
					48年8月9日 までに設置 された施設	48年8月10日 から50年12月 9日までに設 置された施設	50年12月10日 から52年6月17 日までに設置 された施設	52年6月18日から 54年8月9日まで に設置された施設	54年8月10日 から58年9月 9日までに設 置された施設	58年9月10日から 62年3月31日まで に設置された施設	62年4月1日 以降設置 された施設	
6	③	金属加熱炉 (①, ②以外)	10以上	11%	160							
			1~10		150							
			0.5~1		170							
			0.5未満		200							
7	①	排脱付石油加熱炉	4以上	6%	170	170						
			1~4		180							
			0.5~1		190							
			0.5未満		200							
					200							
	②	エチレン分解炉	4以上	6%	170							
			1~4		150							
			0.5~1		180							
			0.5未満		200							
					200							
	③	エチレン分解炉 (炉床式バーナー)	4以上	6%	170							
			1~4		280							
			0.5~1		180							
			0.5未満		200							
					200							
	④	エチレン独立加熱炉	10以上	6%	170							
			4~10									
			1~4		180							
			0.5~1		200							
			0.5未満		200							
	⑤	エチレン独立加熱炉 メタノール改質炉 (空気予熱器付)	10以上	6%	170							
			4~10		430							
			1~4		180							
			0.5~1		200							
			0.5未満		200							

7	⑥	石油加熱炉 (①～⑤以外)	4以上 1～4 0.5～1 0.5未満	6%	170 180 200	170 180 200	100 150 180 200	100 130 150 180
8		触媒再生塔		6%	300			250
8-2		燃焼炉		8%	300			250
9	①	石灰焼成炉 (ガス燃焼ロータリキルン)		15%	300			250
	②	セメント焼成炉 (湿式)	10以上 10未満	10%			250 350	250 350
	③	セメント焼成炉 (②以外)	10以上 10未満	10%	480		250 480	250 350
	④	耐火物原料・耐火れん が製造用焼成炉		18%	450			400
	⑤	板ガラス・ガラス繊維 製造用溶融炉		15%	400			360
	⑥	フリット・光学ガラス・ 電気ガラス製造用溶融炉		16%	900			800
	⑦	その他ガラス製造用溶融炉		15%	500			450
	⑧	その他焼成炉, 溶融炉		15%	200			180
10	①	反応炉, 直火炉 (②, ③以外)		6%	200			180
	②	硫酸カリウム製造用反応炉		6%	250			180
	③	硫酸製造用反応炉 (窒素酸化物触媒)		15% ※5	700			180
11		乾燥炉		16%	250			230
13	①	浮遊回転燃焼式焼却炉 (連続炉)	4以上 4未満	12%	900			450 900
	②	特殊廃棄物焼却炉※6 (連続炉)	4以上 4未満	12%	300 900			250 700
	③	廃棄物焼却炉 (連続炉①, ②以外)	4以上 4未満	12%	300			250 300
	④	廃棄物焼却炉 (連続炉以外)	4以上	12%				250

表 5-3 大気汚染防止法による窒素酸化物の排出基準

令別表第1項の14	細番号	ばい煙発生施設の種類	規模最大(湿り)定格排ガス量 万m <sup>3</sup> /h	残存酸素濃度 On (%)	排出基準値 (ppm)						
					48年8月9日までに設置された施設	48年8月10日から50年12月9日までに設置された施設	50年12月10日から52年6月17日までに設置された施設	52年6月18日から54年8月9日までに設置された施設	54年8月10日から58年9月9日までに設置された施設	58年9月10日から62年4月1日以降設置された施設	
	①	銀・鉛・亜鉛精錬用焙焼炉		14%	250						
	②	〃 焼結炉		15%	300						
	③	〃 溶鉛炉 (④, ⑤以外)		15%	120						
	④	亜鉛精錬用溶鉛炉のうち 鉛滓処理炉 〔石炭, コークスを燃料, 還元剤とするもの〕		15%	450						
	⑤	亜鉛精錬用溶鉛炉のうち 立型蒸留炉		15%	230						
	⑥	溶解炉 (⑦以外)		12%	200						
	⑦	銅精錬用溶解炉のうち 精製炉 〔アンモニアを還元剤とするもの〕		12%	330						
	⑧	乾燥炉		16%	200						
18		活性炭製造用反応炉		6%	200						
21	①	燐等製造用焼成炉		15%	200						
	②	燐等製造用溶解炉		15%	650						
23	①	トリポリ燐酸ナトリウム製造用焼成炉		15%	200						
	②	トリポリ燐酸ナトリウム製造用乾燥炉		16%	200						
24		鉛二次精錬等溶解炉		12%	200						
25		鉛蓄電池製造用溶解炉		12%	200						

26	① 鉛系顔料製造用溶解炉		12%	200			180	
	② 鉛酸化物製造用溶解炉		0 <sub>s</sub>	200			180	
	③ 反射炉		15%	200			180	
	④ 反応炉		6%	200			180	
	⑤ 鉛酸化物・硝酸鉛製造用反応炉		0 <sub>s</sub>	200			180	
27	硝酸製造施設		0 <sub>s</sub>	200				
28	① コークス炉 (オート型)	10以上 10未満	7%		200		170	
	② コークス炉 (①以外)	10以上 10未満	7%	350			170	
		ばい煙発生施設の種類 (非常用のものを除く) ※8						
29	① ガスタービン(気体燃料専焼)				規模 (最大定格排ガス量万m <sup>3</sup> /h)		残存酸素濃度 (百分率)	排出基準値 (ppm) (工事着手時期)
					4.5以上		16%	63.2.1 ※9
					4.5未満			元.8.1
	② ガスタービン(液体燃料専焼及び気体・液体燃料混焼)				4.5以上			70
					4.5未満			90
30	① デイゼル機関 [大型(シリンダー径400mm以上)]						13%	100
	② デイゼル機関 [中小型(シリンダー径400mm未満)]							120
31, 32	ガス機関、ガソリン機関							1600
								950
							0%	(工事着手時期)
								3.1.31以前
								2000
								3.2.1
								1000
								6.2.1
								600

(注) ※1 電気炉(熱源として電気を使用するものを除く)。

※2 低品位炭とは、石炭のうち1kg当たりの発熱量が20930.25kJ[5000kcal]以下のものをいう。

※3 液体燃料ボイラーのうち、昭和52年9月10日前に設置された排ガス量が0.5万m<sup>3</sup>/h未満の過負荷燃焼型ものは、適用除外される。

※4 キュボラは適用除外される。

※5 昭和54年8月10日以降設置された硫酸製造用反応炉(窒素酸化物触媒)の残存酸素濃度は6%である。

※6 特殊廃棄物焼却炉とは、「ニトロ化合物、アミン化合物若しくはシアン化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの」をいう。

※7 昭和60年9月10日以降設置の小型ボイラーのうち、ガス専焼、軽質液体燃料(灯油、軽油、A重油)を専焼するもの及び混焼するものについては、当分の間、基準値は適用しない。(小型ボイラーとは、伝熱面積10m<sup>2</sup>未満でバーナーの燃焼能力が重油換算50L/h以上のもの。)

※8 専ら非常時において用いられるものについては、当分の間、基準値は適用しない。

※9 昭和63年1月31日以前に設置されたガスタービン又はデイゼル機関については、当分の間、基準値は適用しない。

表 6-1 大気汚染防止法によるばいじんの排出基準 (法施行規則別表第 2)

令 第 1 別 表	施 設 名	規模 (湿り最大 定格排ガス量 万 m <sup>3</sup> N/h)	本 則		付 則	
			一 般 (g/m <sup>3</sup> N)	0n (%)	一 般	0n の扱い
1	ガス専燃ボイラー	20以上 4～20 4未満	0.05 0.10	5		
	重油専燃及びガス液体混焼ボ イラー	20以上 4～20 1～4 1未満	0.05 0.15 0.25 0.30	4	既設 (57.5.31以前) は当分の間 0.07 既設 (57.5.31以前) は当分の間 0.18	
	黒液燃焼ボイラー	20以上 4～20 4未満	0.15 0.25 0.30	0s	既設 (57.5.31以前) は当分の間 0.20 既設 (57.5.31以前) は当分の間 0.35	当分の間適用を猶予する。
	石炭燃焼ボイラー	20以上 4～20 4未満	0.10 0.20 0.30	6	既設 (57.5.31以前) は当分の間 0.15 既設 (57.5.31以前) は当分の間 0.25 既設 (57.5.31以前) は当分の間 0.35	
	ボイラーのうち触媒再生塔に 付属するもの	—	0.20	4	既設 (57.5.31以前) は当分の間 0.30	
	低 品 位 炭 燃 焼 ボ イ ラ ー (H7.7.3以降、5500kcal/kg以 下の発熱量の石炭)	—	0.45	6		
2	前各項以外のボイラー	20以上 4～20 4未満	0.30	6		当分の間適用を猶予する。
	小型ボイラー	表 6-1 補足に記載 (P.23) ※ 小型ボイラーとは、伝熱面積 10 m <sup>2</sup> 未満でバーナーの燃焼能力が重油換算 50L/h 以上のものをいう。				
3	ガス発生炉 加熱炉	— —	0.05 0.10	7		
	焙焼炉 フェロマンガンの製造の用に 供する焼結炉 その他の焼結炉	4以上 4未満 — —	0.10 0.15 0.20 0.15	0s 0s 0s 0s		
	煨焼炉	4以上 4未満	0.20 0.25	0s	既設 (57.5.31以前) は当分の間 0.25 既設 (57.5.31以前) は当分の間 0.30	

4	高炉	—	0.05	0 <sub>s</sub>		
	その他の溶鉱炉	—	0.15	0 <sub>s</sub>		
	転炉	—	0.10	0 <sub>s</sub>	燃焼型の既設(57.5.31以前)のものは当分の間0.13	
	平炉	4以上 4未満	0.10 0.20	0 <sub>s</sub>		
5	金属溶解炉	4以上 4未満	0.10 0.20	0 <sub>s</sub>	アルミニウムの地金若しくは合金の製造又は再生の用に供する既設(57.5.31以前)の反射炉は当分の間0.30	
	金属加熱炉	4以上 4未満	0.10 0.20	11	既設(57.5.31以前)は当分の間0.15 既設(57.5.31以前)は当分の間0.25	当分の間執行を猶予する。
7	石油加熱炉	4以上 4未満	0.10 0.15	6	潤滑油の製造の用に供する1万m <sup>3</sup> /h未満の既設(57.5.31以前)のものは当分の間0.18	
	触媒再生塔	—	0.20	6	既設(57.5.31以前)は当分の間0.30	
8-2	硫黄回収燃焼炉	—	0.10	8		
	土中釜	—	0.40	15		
9	その他の石炭焼成炉	—	0.30	15		
	セメント製造用焼成炉	—	0.10	10		
	耐火れんが等の製造用焼成炉	4以上 4未満	0.10 0.20	18		
	その他の焼成炉	4以上 4未満	0.15 0.25	15		当分の間適用を猶予する。
	板ガラス又はガラス繊維製品製造用溶融炉	4以上 4未満	0.10 0.15	15		
	光ガラス、電気ガラス又はフリットの製造用溶融炉	4以上 4未満	0.10 0.15	16	既設(57.5.31以前)は当分の間0.30	
	その他の溶融炉	4以上 4未満	0.10 0.20	15		



表 6-1 大気汚染防止法によるばいじんの排出基準

令 第 1 別 表	規 模 ( 湿 り 最 大 定 格 排 出 量 ) 万 m <sup>3</sup> N/h	規 模 ( 湿 り 最 大 定 格 排 出 量 ) 万 m <sup>3</sup> N/h	本 則		付 則	
			一 般 (g/m <sup>3</sup> N)	0n (%)	一 般	0n の 扱 い
10	反応炉及び直火炉	4以上 4未満	0.15 0.20	6	活性炭の製造の用に供する1万m <sup>3</sup> N/h未満の既設(57.5.31以前)の反応炉は、当分の間0.30	当分の間適用を猶予する
11	骨材乾燥炉	—	0.50	16(ただし直 接熱風乾燥炉は 0sとする)	2万m <sup>3</sup> N/h未満の既設(57.5.31以前)のものは当分の間0.60	
	その他の乾燥炉	4以上 4未満	0.15 0.20	16(ただし直 接熱風乾燥炉は 0sとする)	既設(57.5.31以前)は当分の間 1~4万m <sup>3</sup> N/hは0.30、1万m <sup>3</sup> N/h未満は0.35とする	
12	電気炉のうち合金鉄(珪素の含有率が40%以上のものに限る)の製造の用に供するもの	—	0.20	0s		
	電気炉のうち合金鉄(珪素の含有率が40%未満のものに限る)及びカーバイドの製造の用に供するもの	—	0.15	0s		
13	その他の電気炉	—	0.10	0s		
	廃棄物焼却炉	4t以上 2~4t 2t未満	0.04 0.08 0.15	12	既設(H10.6.30以前)のもの0.08 既設(H10.6.30以前)のもの0.15 既設(H10.6.30以前)のもの0.25	
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬用焙焼炉	4以上 4未満	0.10 0.15	0s		
	銅、鉛又は亜鉛の精錬用焼結炉	—	0.15	0s		
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬用溶鉱炉	—	0.15	0s		
	銅、鉛又は亜鉛の精錬用転炉	—	0.15	0s		
18	銅、鉛又は亜鉛の精錬用溶解炉	4以上 4未満	0.10 0.20	0s	1万m <sup>3</sup> N/h未満の既設(57.5.31以前)のものは当分の間0.30	
	銅、鉛又は亜鉛の精錬用乾燥炉	4以上 4未満	0.15 0.20	16(ただし直 接熱風乾燥炉は 0sとする)	気流搬送型の既設(57.5.31以前)のものは当分の間0.18 既設(57.5.31以前)は当分の間0.30	
18	活性炭製造用反応炉	—	0.30	6		

20	アルミニウム精錬用電解炉	—	0.05	0s	
21	燐等製造用溶焼成炉	—	0.15	15	
	燐等製造用溶溶解炉	—	0.20	0s	
23	トリポリリン酸ナトリウム製造用乾燥炉	—	0.10	16(ただし直接熱風乾燥炉は0sとする)	
	トリポリリン酸ナトリウム製造用焼成炉	—	0.15	15	
24	鉛の二次精錬用溶解炉	4以上	0.10	0s	
		4未満	0.20		
25	鉛蓄電池製造用溶解炉	4以上	0.10	0s	
		4未満	0.15		
26	鉛系顔料製造用溶解炉 鉛系顔料製造用反射炉 鉛系顔料製造用反応炉	4以上	0.10	0s	
		4未満	0.15		
		—	0.10	0s	
		—	0.05	6(ただし直接熱風乾燥炉は0sとする)	
28	コークス炉	—	0.15	7	
29	ガスタービン	—	0.05	16	非常用のものについては、当分の間適用しない 既設(63.1.31以前)は当分の間適用しない
30	ディーゼル機関	—	0.10	13	
31	ガス機関	—	0.05	0	
32	ガソリン機関	—	0.05	0	非常用のものについては、当分の間適用しない

表 6-1 補足 小型ボイラーのばいじん排出基準 (大気汚染防止法)

使用燃料の種類	設置年月日	一般排出基準
ガス、灯油、軽油、A重油	—	当分の間、適用しない
その他の燃料	S60.9.9 以前に設置	当分の間、適用しない
	S60.9.10 ~ H2.9.9 に設置	0.5 g/m <sup>3</sup> N
	H2.9.10 以降に設置	各燃料の最小規模のものに係る基準値

※ 小型ボイラーとは、伝熱面積 10m<sup>2</sup> 未満でバーナーの燃焼能力が重油換算 50L/h 以上のものをいう。

表 6-2 沖縄県生活環境保全条例によるばいじんの排出基準

(規則別表第 5)

項	施設名	ばいじんの量
1	別表第 1 の 1 の項に掲げるボイラーのうち重油その他の液体燃料又はガスを専焼させるもの	0.30 グラム
2	別表第 1 の 1 の項に掲げるボイラーのうち石炭（1 キログラム当たり発熱量 5,000 キロカロリー以下のものに限る。）を燃焼させるもの	0.80 グラム
3	別表第 1 の 1 の項に掲げるボイラーのうち前 2 項に掲げるもの以外のもの	0.40 グラム
4	別表第 1 の 2 の項に掲げる溶解炉	0.40 グラム
5	別表第 1 の 3 の項に掲げる焼成炉（石灰焼成炉に限る。）のうち土中釜	0.80 グラム
6	別表第 1 の 3 の項に掲げる焼成炉（石灰焼成炉に限る。）のうち前項に掲げるもの以外のもの	0.60 グラム
7	別表第 1 の 3 の項に掲げる熔融炉のうちつぼ炉	0.50 グラム
8	別表第 1 の 3 の項に掲げる焼成炉及び熔融炉のうち前 3 項に掲げるもの以外のもの	0.40 グラム
9	別表第 1 の 4 の項に掲げる反応炉及び直火炉	0.40 グラム
10	別表第 1 の 5 の項に掲げる廃棄物焼却炉	0.70 グラム

備考 1 ばいじんの量は、温度が零度であって、圧力が 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 立方メートル当たりの量とする。

2 ばいじんの量は、規格 Z 8808 に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1 時間につき合計 6 分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は、含まれないものとする。

3 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1 工程の平均の量とする。

## 5 ばい煙量等の測定義務

ばい煙排出者は、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度（以下、「ばい煙量等」という。）を測定し、その結果を記録しておかなければならない。（表 7-1:法律、表 7-2:条例）

表 7-1 法律によるばい煙発生施設の測定義務

（法第 16 条、法規則第 15 条）

測定項目	測定すべきばい煙発生施設の区分	測定頻度	測定方法	記録保存
いおう酸化物	いおう酸化物量が10Nm <sup>3</sup> /h以上の施設	2月をこえない作業期間ごとに1回以上	法施行規則別表第1の備考	所定の記録表（様式第7）に記録し、3年間保存する。（注3）
ばいじん	ガス専焼のボイラー、ガスタービン及びガス機関、燃料電池用改質器	5年に1回以上	法施行規則別表第2の備考	
	排出ガス量40,000m <sup>3</sup> /h以上の施設 (4,000kg/h以上の廃棄物焼却施設)	2月をこえない作業期間ごとに1回以上		
	排出ガス量40,000m <sup>3</sup> /h未満の施設 (4,000kg/h未満の廃棄物焼却施設)	年2回以上(※)		
有害物質 (窒素酸化物以外)	排出ガス量40,000m <sup>3</sup> /h以上の施設	2月をこえない作業期間ごとに1回以上	法施行規則別表第3の備考	
	排出ガス量40,000m <sup>3</sup> /h未満の施設	年2回以上(※)		
窒素酸化物	燃料電池用改質器	5年に1回以上	法施行規則別表第3の2の備考	
	排出ガス量40,000m <sup>3</sup> /h以上の施設（燃料電池用改質器を除く）	2月をこえない作業期間ごとに1回以上		
	排出ガス量40,000m <sup>3</sup> /h未満の施設（燃料電池用改質器を除く）	年2回以上(※)		

(※) については、1年間のうち継続して休止する期間が6ヶ月以上の場合は、年1回以上。

### <大気汚染防止法に係るばい煙量等の測定について>

(注1) 当分の間、排出基準を適用しないとされているばい煙については、測定を実施する必要はありません。

(注2) 平成23年4月1日から、ばい煙量等の測定及び測定結果の記録、保存の義務に違反した者に対する罰則が設けられました。

(注3) 測定結果の記録については、ばい煙量等の測定に係る計量証明事業者が交付する「計量証明書」をもって、様式第7による記録に代えることができます。

(注4) 燃料の硫黄含有率の測定は法規則第15条の対象外となりましたが、硫黄酸化物の量を算出する場合には、当該硫黄含有率の測定が必要となります。

表 7-2 条例によるばい煙発生施設の測定義務

(条例第 17 条、規則第 15 条)

測定項目	測定すべきばい煙発生施設の区分	測定頻度	測定方法	記録保存
いおう酸化物	排出されるいおう酸化物量が10 Nm <sup>3</sup> /h以上の施設	2月を超えない作業期間ごとに1回以上	規則別表第4の備考	所定の記録表(第5号様式)に記録し、3年間保存する。
ばいじん	条例で定められたすべてのばい煙発生施設	年2回以上	規則別表第5の備考	
有害物質	排出ガス量40,000m <sup>3</sup> /h以上の施設	2月を超えない作業期間ごとに1回以上	規則別表第6の備考	
	排出ガス量40,000m <sup>3</sup> /h未満の施設	年2回以上		
	上記施設で1年間につき継続して休止する期間が6月以上の施設	年1回以上		

6 揮発性有機化合物に係る排出基準及び測定義務

表 8-1 大気汚染防止法に係る揮発性有機化合物排出施設のVOC排出基準 (法施行規則別表第5の2)

項	施設の種類	排出基準
揮発性有機化合物排出施設 大気汚染防止法	1 揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設 (揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。)	600ppmC
	2 塗装施設 (吹付塗装を行うものに限る。)	自動車製造の用に供する もの 既設 700ppmC(H18.3.31 以前) 新設 400ppmC
	3 塗装の用に供する乾燥施設 (吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)	その他のもの 700ppmC
	4 印刷回路用銅張積層番、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料 (合成樹脂を積層するものに限る。) の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	木材・木製品 (家具を含む) の製造の用に供するもの 1,000ppmC
	5 接着の用に供する乾燥施設 (前項に掲げるもの及び木材又は木製品 (家具を含む。) の製造の用に供するものを除く。)	その他のもの 600ppmC
	6 印刷の用に供する乾燥施設 (オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	1,400ppmC
	7 印刷の用に供する乾燥施設 (グラビア印刷に係るものに限る。)	1,400ppmC
	8 工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設 (当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。)	400ppmC
	9 ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20kPaを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク (密閉式及び浮屋根式 (内部浮屋根式を含む。) のものを除く。)	60,000ppmC**

※ 「ppmC」とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百万分率である。

※ H18.4.1以前に設置された貯蔵タンクは、H22.4.1から当分の間、容量が2,000kl以上のものについて適用する。

表 8-2 揮発性有機化合物排出施設の測定義務

(法第 17 条の 12、法規則第 15 条の 3)

対 象	届出の対象となる揮発性有機化合物排出施設
測定頻度	年 1 回以上 (稼動させている時間帯において、最も負荷のかかる時に測定)
測定方法	平成 17 年 6 月 10 日環境省告示第 61 号に基づく測定方法
記録保存	3 年間保存

## 7 粉じん発生施設に係る規制について

### 1) 一般粉じん発生施設

一般粉じん発生施設に係る規制は、一般粉じん施設の構造並びに使用及び管理の基準として定められており表 9-1(法律)、表 9-2(条例)に示すとおりである。

表 9-1 法律による一般粉じん発生施設の構造等に関する基準 (法施行規則別表第 6)

<p>1. 令別表第 2 の 1 の項に掲げる施設 (コークス炉)</p>	<p>1. 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</p> <p>2. 窯出し作業はガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。</p> <p>3. 消化作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</p>
<p>2. 令別表第 2 の 2 項に掲げる施設 (鉱物又は土石の堆積場)</p>	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の 1 に該当すること。</p> <p>1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>2. 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>3. 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>4. 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。</p> <p>5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
<p>3. 令別表第 2 の 3 の項に掲げる施設 (ベルトコンベア及びバケットコンベア)</p>	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の 1 に該当すること。</p> <p>1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>2. コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に第 3 号又は第 4 号の措置が講じられていること。</p> <p>3. 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>4. 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
<p>4. 令別表第 2 の 4 及び 5 に掲げる施設 (破碎機、摩砕機、ふるい)</p>	<p>次の各号の 1 に該当すること。</p> <p>1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>2. フード及び集じん機が設置されていること。</p> <p>3. 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>4. 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>



表 9-2 条例による一般粉じん発生施設の構造等に関する基準 (条例規則 17 条、規則別表第 7)

項	施設名	構造等基準
1	別表第 2 の 1 の項に掲げる堆積場	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(3) 防じんカバーで覆われていること。</p> <p>(4) 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。</p> <p>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
2	別表第 2 の 2 及び 3 の項に掲げるベルトコンベア及びバケットコンベア	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石、セメント、おがくず又は木材チップを運搬する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) コンベアの積込部又は積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に次号又は第 4 号の措置が講じられていること。</p> <p>(3) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(4) 防じんカバーで覆われていること。</p> <p>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
3	別表第 2 の 4 から 8 までの項に掲げる破砕機、摩砕機、ふるい及び粉砕施設	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) フード及び集じん機が設置されていること。</p> <p>(3) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(4) 防じんカバーで覆われていること。</p> <p>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>

## 2) 特定粉じん発生施設 (法)

特定粉じん発生施設に係る規制については、工場・事業場の敷地の境界線における大気中石綿の濃度が 1 L につき 10 本となっている。

## 8 公害防止担当者について（沖縄県生活環境保全条例のみ）

一定の規模以上のばい煙発生施設、一般粉じん発生施設等（以下「ばい煙発生施設等」という。）を設置している者は、当該施設を設置している工場又は事業場に係る公害防止に関する業務を担当する者（公害防止担当者）を選任しなければならない。ただし、常時使用する従業員の数が20人以下の小規模事業者はその限りではない。（条例第50条、条例施行規則第31条）

### 対象となる工場又は事業場

製造業（物品の加工業を含む。）、電気供給業、ガス供給業、熱供給業の用に供する工場又は事業場
---

（条例施行規則第29条）

### 対象となる施設（大気関係施設）

別表第1に掲げるばい煙発生施設（ただし、当該ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算したものの最大値の合計が毎時5,000立方メートル未満のものを除く。）
---

別表第2に掲げる一般粉じん発生施設
-------------------

（条例施行規則第29条）

### 公害防止に関する業務（大気関係の業務）

- |  |
|--|
| ① ばい煙発生施設等及びばい煙処理施設の点検の実施状況の確認に関すること。                    |
| ② ばい煙発生施設に係るばい煙量若しくはばい煙濃度の測定及び記録に関すること。                  |
| ③ ばい煙発生施設等及びばい煙処理施設の操作仕様書等による適正な施設の操作及び適切な作業の履行確保に関すること。 |
| ④ ばい煙発生施設等及びばい煙処理施設の点検及び補修に関すること。                        |
| ⑤ 燃料又は原材料を使用する施設にあつては、使用する燃料又は原材料の検査に関すること。              |
| ⑥ 測定機器の点検及び補修の状況確認に関すること。                                |
| ⑦ ばい煙発生施設に係る事故時における応急の措置の指示及び実施状況の確認に関すること。              |

（条例第50条、条例施行規則第32条）

工場等設置者は、公害防止担当者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合にその職務を行う者（代理人）を選任しなければならない。（条例第51条）

## 9 特定粉じん排出等作業の実施の届出及び完了届出について

### (1) 届出者

(法第18条の15、条例第23条の3)

特定粉じん排出等作業の実施の届け出は、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の発注者(他の者から請け負った者を除く。)又は請負契約によらないで自ら施工する者が行う。

### (2) 届出対象

特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)を解体、改造又は補修する作業を実施する場合は、作業開始の14日前までに届け出なければならない。

特定粉じん排出等作業に係る規制について、特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料は、表10-1(法律)、表10-2(条例)に示すとおりである。

なお、条例は、表10-2の特定建築材料に加え、次の建築物であることが届出の対象となる。

- ① 耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2)又は準耐火建築物(建築基準法第2条第9号の3)であること。
- ② ①以外の建築物であって、当該建築物の延べ面積が80平方メートル以上であること。

表10-1 法律による特定粉じん排出等作業に係る建築材料(法施行令第3条の3)

特 定 建 築 材 料		
①吹付け石綿	②石綿を含有する断熱材	③石綿を含有する保温材
④石綿を含有する耐火被覆材		

※ 石綿の含有率が0.1重量%を超えるもの。

特定建築材料	建 築 材 料 の 具 体 例
①吹付け石綿	吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール(乾式、湿式)、石綿含有ひる石吹付け材、石綿含有吹付け材、石綿含有パーライト吹付け材
②石綿を含有する断熱材	屋根用折版裏断熱材、煙突用断熱材
③石綿を含有する保温材	石綿保温材、石綿含有けいそう土保温材、石綿含有パーライト保温材、石綿含有ケイ酸カルシウム保温材、石綿含有ひる石保温材、石綿含有水練り保温材
④石綿を含有する耐火被覆材	石綿含有耐火被覆材、石綿含有ケイ酸カルシウム板第二種、石綿含有耐火被覆塗り材

(建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2014より)

表10-2 条例による特定粉じん排出等作業に係る建築材料(条例施行規則第5条の2)

特 定 建 築 材 料	
①石綿含有成形板	
②石綿含有成形板以外の石綿含有建材(法施行令第3条の3及び①に掲げる以外の建築材料)	

※ 石綿の含有率が0.1重量%を超えるもの。

特定建築材料	建築材料の具体例
①石綿含有成形板	石綿含有スレート波板、石綿含有スレートボード、石綿含有けい酸カルシウム板第一種、石綿含有押出成形品、石綿含有パルプセメント板、石綿含有スラグせっこう板、石綿含有サイディング、石綿含有住宅屋根用化粧スレート、石綿含有ロックウール吸音天井板、石綿含有せっこうボード、石綿含有セメント円筒、石綿含有フリーアクセスフロア、石綿含有ビニル床タイル等
②石綿含有成形板以外の石綿含有建材	(水道管) 石綿セメント管、 (防油堤) ひも状石綿布、 (トンネル) 石綿含有パネル、石綿含有塗布剤、トンネル用押出成形セメント板、石綿含有スレートボード (トンネル内装材)、 (シールド) フレキシブルシート、 (道路) 石綿含有舗装、石綿含有スレートボード (プラント、ボイラー) 石綿含有ガasket (石綿含有ジョイントシール)、石綿紡織品 (グランドパッキン、石綿布)

(建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2014 より)

届出対象作業	届出期限	提出先
特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業 (法施行令第3条の4第1号、条例施行規則第5条の3第1号)	作業開始の14日前 まで	管轄 保健所
特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業 (法施行令第3条の4第2号、条例施行規則第5条の3第2号)		

※ 配管等のエルボ一部分のみに使用されている石綿を含有する保温材を、非石綿部分で切断して除去する場合で、特定粉じん飛散のおそれがない場合は、特定粉じん排出等作業に該当しないため、大気汚染防止法に基づく届出の必要はない。

建築物	建築基準法第2条第1号に規定される「建築物」のほか、建物に設ける「建築設備」(電気、ガス、給排水、換気、冷暖房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備または煙突等)
工作物	道路、橋、堤防などの建造物、排水用トンネル、堤防内の埋管、崖のコンクリート擁壁、電柱及び電線など (民法や過去の判例によるものを基本)

(建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2014 より)

解体	建築物等を取り壊す行為 (作業)。特定建築材料は除去しなければならない。
改造・補修	解体以外の、建築物の一部に手を加える行為 (作業) 全般。吹付け材の劣化・損傷状態に応じて、除去以外に囲い込みまたは封じ込めの処理工法を選択することもできる。

(3) 特定工事に該当しないことが明らかな建設工事 (法施行規則第16条の5、条例施行規則第17条の4)

- 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないもの。
- 建築物等のうち平成18年9月1日以後に改造又は補修の工事に着手した部分を改造し、又は補修の工事に着手した部分を改造し、又は補修する作業を伴う解体工事であって、当該部分以外の部分を改造し、若しくは補修し、又は当該建築物等以外の建築物 (平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を除く。) を解体し、改造し、若しくは補修する作業を伴わないもの。

(4) 解体等工事に係る説明の時期

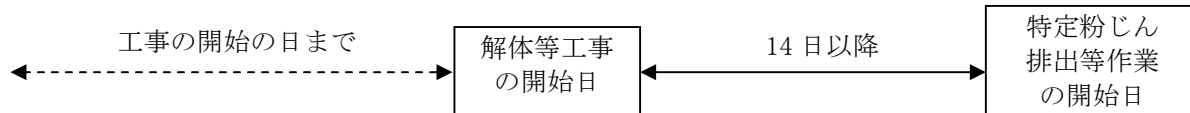
(法施行規則第 16 条の 6、条例施行規則第 17 条の 5)

解体等工事の開始の日までに（当該解体等工事が特定工事に該当し、かつ、特定粉じん排出等作業を当該特定工事の開始の日から 14 日以内に開始する場合にあっては、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の 14 日前までに）行うものとする。

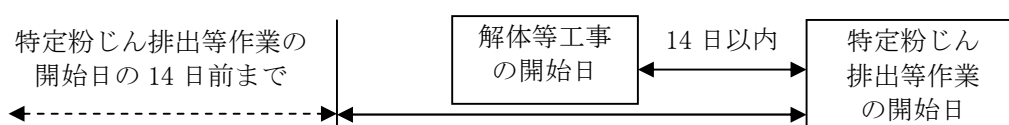
ただし、災害その他の非常の事態の発生により解体等工事を緊急に行う必要がある場合にあっては、速やかに行うものとする。

【説明時期 ◀-----▶】

「解体等工事開始の **14 日以降** に特定粉じん等排出作業を開始する場合」



「解体等工事開始の **14 日以内** に特定粉じん等排出作業を開始する場合」



(5) 解体等工事に係る説明事項

(法第 18 条の 17、法施行規則第 16 条の 7、条例第 23 条の 5、条例施行規則第 17 条の 6)

解体等工事の発注者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行い、発注者に対し、調査結果について、以下の事項を記載した書面を交付し説明しなければならない。

- 1 調査を終了した年月日
- 2 調査の方法
- 3 調査の結果

※解体等工事の発注者は、解体等工事の受注者が行う調査に要する費用を適正に負担することその他の当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。（法第 18 条の 17 第 2 項、条例第 23 条の 5 第 2 項）

(6) 特定工事に係る説明事項

(法第 18 条の 17、法施行規則第 16 条の 8、条例第 23 条の 5、条例施行規則第 17 条の 7)

解体等工事が特定工事に該当するときは、以下の事項を記載した書面を交付し、これらの事項について説明しなければならない。

- 1 特定粉じん排出等作業の種類
- 2 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- 3 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- 4 特定粉じん排出等作業の方法
- 5 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の概要、配置図及び付近の状況
- 6 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- 7 特定工事を施工をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 8 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合、下請負人の現場責任者の氏名、連絡場所

(7) 調査結果の掲示

(法第 18 条の 17、法施行規則第 16 条の 9・10、条例第 23 条の 5、条例施行規則第 17 条の 8・9)

法第 18 条の 17（条例第 23 条の 5）の調査を行った者は、当該調査に係る解体等工事を施工するときは、以下の事項を当該解体等工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

掲示は、掲示板を設けることにより行うこととする。

- 1 調査を行った者の氏名又は名称、住所、法人の代表者の氏名
- 2 調査を終了した年月日
- 3 調査の方法
- 4 特定工事に該当する場合は、特定建築材料の種類

(8) 提出書類 (法第 18 条の 15、施行規則第 10 条の 4、条例第 23 条の 3、条例施行規則第 17 条の 3)

書 類	記 入 事 項 等
届 出 書 (様式第3の4) (第6号の2様式)	1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 2 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 3 特定工事の場所 4 特定粉じん排出等作業の種類(解体作業、改造・補修作業等) 5 特定粉じん排出等作業の実施の期間 6 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分における特定建築材料の種類 (法：吹付け石綿、断熱材、保温材、耐火被覆材、条例：石綿含有成形板、石綿含有成形板以外の石綿含有建材)並びにその使用箇所及び使用面積
別 紙	7 特定粉じん排出等作業の方法(法：除去、囲い込み、封じ込め、その他、条例：除去、その他)
添付書類	8 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の概要、配置図及び付近の状況 9 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要 10 特定工事を施工をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所 11 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合、下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
その他 提出書類	① 労働基準監督署に提出した届出書の写し ② 特定建築材料の分析結果(計量証明書)の写し ③ 作業に伴う石綿濃度測定計画及び測定箇所を示す見取図(作業後に測定結果を保健所に提出) ④ 作業に使用する資材等のカタログ ⑤ 掲示板等を購入している場合、掲示板の写真 ⑥ 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する書類(講習会の修了証等)(法の届出の場合のみ提出) ⑦ 作業に伴い発生する廃棄物の処理計画、運搬経路を示した図及び産業廃棄物処理業者の許可証の写し ⑧ 廃棄物を県外に搬出して処理する場合、搬出先の自治体に提出した事前協議書等の写し(事前協議が必要な場合) ⑨ その他、保健所が必要とする資料

※ 届出書の正本にその写し一通を添えて提出すること。(法施行規則第 13 条第 1 項、条例施行規則第 38 条第 1 項)

※ 同一敷地内であれば、複数の建築物等の解体、改造・補修作業を行う場合でも一つの届出書にまとめてもよい。(法施行規則第 13 条第 4 項、条例施行規則第 38 条第 3 項)

※ 特定建築材料の除去等作業を行う場合には、石綿障害予防規則に基づく労働基準監督署への届出が別途必要。

＜周辺環境の測定について＞

- ※ 複数の工期に分けて除去作業を行う場合や除去作業が長期に及ぶ場合は、周辺環境への影響を把握する上で、適切な頻度で測定を行うこと。
- ※ 作業終了後、測定結果を保健所に速やかに報告すること。
- ※ 異常値がみられた場合は直ちに作業を中断し、必要な対応措置を講ずるとともに、速やかに保健所に通報すること。

(9) 作業基準

ア 共通

(法施行規則第 16 条の 4 第 1 号、条例施行規則第 17 条の 2 第 1 号)

特定粉じん排出等作業を行う場合は、見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板を設けること。

- イ 法第 18 条の 15 第 1 項又は第 2 項 (条例第 23 条の 3 第 1 項又は第 2 項) の届出年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ロ 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ハ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ニ 特定粉じん排出等作業の方法
- ホ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所

イ 法に係る基準

(法施行規則第 16 条の 4 第 2 号、別表第 7)

**1 施行令第 3 条の 4 第 1 号に掲げる解体作業 (次項又は 3 の項に掲げるものを除く。)**

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

- イ 特定建築材料の除去を行う場所 (以下「作業場」という。) を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。
- ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格 Z 8122 に定める H E P A フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。
- ハ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集塵・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。
- ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。
- ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。
- ヘ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。
- ト ハ、ニ及びヘの確認をした年月日、確認の方法、確認の結果並びに確認した者の氏名並びに確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、当該措置の内容を記録し、その記録を特定工事が終了するまでの間保存すること。
- チ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。

<p><b>2 解体作業のうち、建築材料を除去する作業であって、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去するもの（次項に掲げるものを除く。）</b></p> <p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>
<p><b>3 解体作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業</b></p> <p>作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>
<p><b>4 施行令第3条の4第2号に掲げる改造・補修作業</b></p> <p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕により除去する場合は一の項下欄イからチまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は2の項下欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p>

ウ 条例に係る基準

(条例施行規則第17条の2第2号、別表第7の2)

<p><b>1 解体する作業（次項に掲げるものを除く。）</b></p> <p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>(3) 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>
<p><b>2 人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業</b></p> <p>作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>
<p><b>3 改造し、又は補修する作業</b></p> <p>1の項に掲げる措置に準じた方法により行うか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>



(10) 完了届出

(条例第 23 条の 9、条例施行規則第 17 条の 10)

知事に対し特定粉じん排出等作業の実施の届出をした者（法又は条例）は、当該届出に係る作業が完了したときは、知事に届け出る必要がある。

※ 「作業完了」とは、除去等が終了し、養生等の撤去、石綿に関係した産業廃棄物の搬出、作業後の測定等が全て完了した状態のことをいいます。

※ 那覇市に届出した特定粉じん排出等作業（法）は完了届出の対象外となります。

次の届出書に添付書類を添えて窓口まで提出すること。また、届出書の書類のサイズは A 4 に統一し、大きな図面等は A 4 に折りたたむこと。

なお、書類不備等がある場合には受付できないことがありますので、完了後速やかに持ってくること。

書 類	記 入 事 項 等
届 出 書 (第6号の3様式)	1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 2 特定粉じん排出等作業等の場所 3 特定粉じん排出等作業等の実施の期間 4 特定粉じん排出等作業等の一連の作業の状況を示したもの（注 1） 5 特定粉じん排出等作業等の工程を示した工程表（注 2） 6 作業計画と実施した作業との相違点（注 3） 7 特定粉じん排出等作業等を伴う建設工事を施工した者
その他 提出書類	① 測定の実施状況 ② 石綿濃度測定結果 ③ 産業廃棄物管理票の写し ④ その他、保健所が必要とする資料

※ 届出書の正本にその写し一通を添えて提出すること。（条例施行規則第 38 条第 1 項）

※ 同一敷地内であれば、複数の建築物等の解体、改造・補修作業を行う場合でも一つの届出書にまとめてもよい。（条例施行規則第 38 条第 3 項）

注 1 作業前、養生作業、除去等作業、除去後飛散防止措置、養生撤去後の様子が分かる写真を添付してください。

掲示板の設置状況及びその掲載内容を撮影したものを必ず添付してください。

注 2 作業開始の届出に添付した作業工程表に、実際の作業工程を追記し、計画と実際の作業との違いが分かるように作成してください。

注 3 作業開始の届出の内容について、変更点がある場合は、その説明資料を添付してください。除去範囲等の重要な事項の変更は、原則として新たに届出手続きが必要となりますので、判明した時点で作業を中断し、速やかに担当課までご相談ください。

10 届出書の記入例

様式第1 記入例

ばい煙発生施設設置 (使用、変更) 届出書

平成 22年 6月 1日

〇〇保健所長 殿

届出者 氏名 住所 那覇市泉崎1丁目〇-〇  
株式会社 〇〇 〇〇 印  
代表取締役 〇〇 〇〇  
098-〇〇〇-〇〇〇〇

不要部を——線で抹消する  
設置：法第6条第1項  
使用：法第7条第1項 (経過措置)  
変更：法第8条第1項

個人の場合は住所と氏名  
法人の場合は住所と名称及び代表者の氏名  
印は会社印と代表者印が必要。  
電話番号も記入すること。

大気汚染防止法第6条第1項 (第7条第1項、第8条第1項) の規定により、ばい煙発生施設について次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇浦添ビル	※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地	浦添市城間〇-〇	※ 受理年月日	年 月 日
ばい煙発生施設の種類の	第1項ボイラー 1基	※ 施設番号	
ばい煙発生施設の構造	別紙1のとおり	※ 審査結果	
ばい煙発生施設の使用の方法	別紙2のとおり	※ 備考	
ばい煙の処理の方法	別紙3のとおり		

備考 1 ばい煙発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行別表第1に掲げる項番号及び名称を記載すること。  
2 ※印の欄には記載しないこと。  
3 変更届出の場合には、変更前及び変更後の内容を対照させること。  
4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。  
5 氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあってはその代表者の氏名) が署名することができる。

設置 (変更) する60日前までに届け出ること。

(3) 大気汚染防止法施行別表第1における施設種類及び設置基数。同種の施設であれば一つの届出で複数の施設の施設が提出できる。

**様式第一の添付書類**

- 工場・事業場内での施設の配置図
- 付近の見取図及び所在地を示す縮尺5万分の1の地形図、操業の系統図
- 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法

別紙1

ばい煙発生施設の構造

表紙に記入したばい煙発生施設の種類が同じであれば、ここには2施設記入できる。(例えば、ボイラーを、2基設置する場合は、1号ボイラー、2号ボイラーと2基分書ける。)3機以上の場合は、別紙1を追加し、連番で3号ボイラー～となる。

工場又は事業場における施設番号	1号ボイラー	(4)
名称及び型式	呉ボイラー KMH-04A	(5)
設置年月日	年月日	(6) 年 月 日
着手予定年月日	平成22年8月15日	(7) 年 月 日
使用開始予定年月日	平成22年9月1日	(8) 年 月 日
伝熱面積(m <sup>2</sup> )	22.83	(9)
燃料の燃焼能力 (重油換算L/h)	173.3	(10)
原料の処理能力(t/h)		(11)
火格子面積又は羽口面断面積(m <sup>2</sup> )		(12)
変圧器定格容量(KVA)		(13)
触媒に付着する炭素の燃焼能力 (kg/h)		(14)
焼却能力(kg/h)		(15)
乾燥施設の容量(m <sup>3</sup> )		(16)
電流容量(KA)		(17)
ポンプの動力(KW)		(18)
合成・漂白・濃縮能力(kg/h)		(19)

備考1. 設置届出の場合には、着手予定年月日及び使用開始予定月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

2. 規模の欄には大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。

3. ばい煙発生施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本工業規格A4の大きさに縮小したものを又は既存図面等を用いること。

- (4) 工場内で各施設に番号がある場合は記入する。
- (5) メーカー側での名称等のこと。(左欄は記入例であるが、この場合は、呉ボイラー・KMH-04A型)だけ記入
- (6) 構造変更届出の場合は記入すること。(設置届出の場合は記入不要。)

(7) 届出日から60日以上後になっていること。

(10) 重油 1 L＝液体燃料 1 L＝固体燃料1.6kg＝気体燃料1.6 m<sup>3</sup>

- ・ボイラーは、(9)と(10)
- ・溶解炉、金属の加熱炉、石油加熱炉、焼成炉、直火炉、乾燥炉は、(10)、(12)、(13)
- ・廃棄物焼却炉は、(12)、(15)、バーナーがあれば、大小を問わず(10)も記入
- ・その他の施設についても、備考2により記入すること。

(9)～(19)

別紙1関係の添付書類

- 1. ばい煙発生施設の構造図 (なるべくA4版)

ばい煙発生施設の使用の方法 (記入例)

工場又は事業場における施設番号	1号ボイラー		(20)
使用状況	1日の使用時間及び月 使用日数等	6時~18時 12時間/回 1回/日 25日/月	(21) 時~ 時間/回 回/日 日/月
原材料(ばい煙の発生に影響のあるものに限る。)	季節変動	なし	(22)
	使用割合		(23)
	原材料中の成分割合 (%)	鉛分 弗素分	(25) 鉛分 弗素分
	1日の使用量	いおう分 カドミウム分	(26)
種類	種類		(27)
燃料又は電力	燃料中の成分割合 (%)	灰分 いおう分 窒素分	灰分 いおう分 窒素分 (28) (29) (30)
	発熱	10340Kcal/kg	(31)
	通常の使用量 (1/h)	138.7	(32)
	混焼割合	専焼	(33)
排出ガスの量 (Nm <sup>3</sup> /h)	通り	最大1907 通常1526	最大 通常
	乾き	最大1732 通常1386	最大 通常
排出ガスの温度 (℃)		260	(35)
排出ガス中の酸素濃度 (%)		2.7	(36)
ばい煙の濃度	ばいじん (g/Nm <sup>3</sup> )	最大0.2 通常0.1	最大 通常
	いおう酸化物 (容量比ppm)	最大580 通常580	最大 通常
	鉛、水素、弗素、弗化水素及び弗化硅素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	最大 最大 最大	最大 通常 最大 通常 最大 通常
	鉛及びその化合物 (mg/Nm <sup>3</sup> )	最大	最大 通常
	窒素酸化物 (容量比ppm)	最大170 通常150	最大 通常
	いおう酸化物 (Nm <sup>3</sup> /h)	最大1.0 通常0.8	最大 通常

別紙 2 関係の添付資料

- (27) に記入した燃料の性状
- (37) の欄に記入した数値の根拠となるデータの写し。

- (20) 別紙 1 の (4) と同様  
 (21) ~ (22) できるだけ記入。  
 (23) ~ (26) 廃棄物焼却炉など、原材料がばい煙の発生に影響のある施設の場合は記入する。  
 (27) 必ず記入する。  
 (28) ~ (31) 法に係る届出については、(29)、(30) は必ず記入する (この際、(29)、(30) の記入値は、変動するので、その最大値を記入する。)  
 (33) 2種類以上の燃料 ( (27) の欄) を混焼する場合は必ず記入する。  
 (35)、(36) 必ず記入。  
 (37) 排出基準が適用される項目については、その最大値の欄は必ず記入されていること。

(34)

(37)

備考 1. 原材料中の成分割合 (%) の欄及び燃料中の成分割合 (%) の欄の記載にあたっては、重量比%又は容量比%の別を明らかにすること。  
 2. ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とする。  
 3. ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度とする。  
 4. 参考事項の欄には、ばい煙の排出状況に著しい変更のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、窒素酸化物の発生抑制のために採っている方法等を記入するほか、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関又はガソリン機関については、常用又は非常用 (専ら非常用時に用いられるものをいう。) の別を明らかにすること。



(法) 特定粉じん排出等作業実施届出書 記入例

様式第3の4

特定粉じん排出等作業実施届出書

〇〇保健所長 殿

年 月 日

郵便番号( ) 電話番号( ) 印  
届出者 (氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条第1項第15号の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工事の場所 (特定工事の名称)	特定粉じん排出等作業実施届出書	
特定工事を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	特定粉じん排出等作業実施届出書	
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業(次項又は3の項を除く) 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業(掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(次項を除く) 3の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 4の項 改造、補修作業 (注)	
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日
特定建築材料の種類	1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※ 整理番号 ※ 受理年月日
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。	※ 審査結果
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。	※ 備考
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物(耐火・準耐火・その他) 延べ面積 m <sup>2</sup> (階建) その他工作物	
特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号	
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号	

備考 1 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入すること。  
 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもつて、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の概要及び同項第3号及び第4号に規定する事項を記載した書類と見なす。  
 3 ※ 印の欄には、記載しないこと。  
 4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。  
 5 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

作業開始の日の14日前までに2部(正本+写し)提出。

工事の発注者又は自主施工者が届け出る。

第18条の15第1項...通常の場合  
第18条の15第2項...災害その他非常の事態により作業を緊急に行う必要がある場合

該当しない項には——を引く。

工事所在地と工事名称を記入する。  
同一敷地内であれば、複数の建築物等の解体、改造・補修作業を行う場合でも一つの届出で可。

施工業者(工事を委託する場合は元請け業者)を記入する。自主施工者の場合、記入不要。

該当する項に○を付けること。

除去等に係る一連の作業の期間。工事そのものの開始日ではない。

添付する見取図には、主要寸法及び特定建築材料を使用箇所を記入すること。(天井、梁、柱等の使用部位も明示すること。)

耐火建築物...建築基準法第2条第9号の2に規定する建築物  
準耐火建築物...建築基準法第2条第9号の3に規定する建築物

工作物の場合は、その名称を記入すること。

別紙

特定粉じん排出等作業の方法

特定建築材料の処理方法	除去・囲い込み・封じ込め・その他
機種・型式・設置数	
排気能力 ( m <sup>3</sup> / min )	( 1 時間あたり換気回数 回 )
使用するフィルタの種類及びその集じん効率 ( % )	
使用する資材及びその種類	
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	

- 備考
- 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
  - 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
  - 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
  - 4 作業場の隔離又は養生の状況、状況及び前室及び揭示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 ( m<sup>3</sup> ) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

該当するものに○をつけること。

作業場内に設置する集じん・排気装置の台数は以下の計算式で算出する。

$$\text{作業場の容積 (床面積} \times \text{高さ) [m}^3\text{]} \div (60 \text{分} \div 4)$$

$$\text{集じん・排気装置 1 台当たりの排気能力 [m}^3\text{/分]}$$

※小数点以下切り上げ

日本工業規格(JIS)Z8122に定めるHEPAフィルタを使用すること。

大気汚染防止法施行規則別表7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を具体的に記入すること。

(条例) 特定粉じん排出等作業実施届出書 記入例

第6条の2様式(第17条の3関係) 特定粉じん排出等作業実施届出書

〇〇保健所長 殿

年 月 日

郵便番号( ) 印  
届出者 電話番号( )  
(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

特定粉じん排出等作業を実施するので、沖縄県生活環境保全条例第23条の3第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工事の場所	(特定工事の名称)	住所又は名称 氏名又は代表者の氏名	自平成 年 月 日 至 年 月 日	※ 整理番号	※ 受理年月日
特定粉じん排出等作業の種類	沖縄県生活環境保全条例施行規則別表第7の2 1の項 建築物等の解体作業(次項を除く。) 2の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 3の項 改造・補修作業(件)				
特定粉じん排出等作業の実施の期間					
特定建築材料の種類	1 石綿含有成形板 2 石綿含有成形板以外の石綿含有建材 見取図のとおり。				
特定建築材料の使用箇所					
特定建築材料の使用面積					
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。				
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物(耐火・準耐火・その他) 延べ面積 m <sup>2</sup> ( 階建)				
特定工事を実施する者の現場責任者の氏名及び連絡場所	その他工作物 氏名 電話番号 連絡場所 電話番号				
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	氏名 電話番号 連絡場所 電話番号				

備考 1 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記述すること。  
2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもって、沖縄県生活環境保全条例施行規則第17条の3第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定する事項を記載した書類とみなす。  
3 ※印の欄には、記載しないこと。  
4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とする。このこと。  
5 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することによって、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

作業開始の日の14日前までに2部(正本+写し)提出。

工事の発注者又は自主施工者が届け出る。

第23条の3第1項...通常の場合  
第23条の3第2項...災害その他非常の事態により作業を緊急に行う必要がある場合  
該当しない項には——を引く。

工事所在地と工事名称を記入する。  
同一敷地内であれば、複数の建築物等の解体、改造・補修作業を行う場合でも一つの届出で可。

施工業者(工事を委託する場合は元請け業者)を記入する。自主施工者の場合、記入不要。

該当する項に○を付けること。

除去等に係る一連の作業の期間。工事そのものの開始日ではない。

添付する見取図には、主要寸法及び特定建築材料を使用箇所を記入すること。(天井、梁、柱等の使用部位も明示すること。)

耐火建築物...建築基準法第2条第9号の2に規定する建築物  
準耐火建築物...建築基準法第2条第9号の3に規定する建築物

工作物の場合は、その名称を記入すること。



別紙

特定粉じん排出等作業の方法

特定建築材料の処理方法	除去・その他
使用する資材及びその種類	
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	

備考 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。

2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。

3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、沖縄県生活環境保全条例施行規則別表第7の2に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法等を記載すること。

4 養生の状況、掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量（m<sup>3</sup>）を記入すること。

該当するものに○をつけること。

沖縄県生活環境保全条例施行規則別表7の2に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を具体的に記入すること。

**※手ばらしの場合は、こちらに手ばらしと記入して、その方法を具体的に記入すること（別紙可）。**

### 1 1 届出について

届出は、その施設の規模等によって大気汚染防止法に該当する場合は法律の様式を用い、県生活環境保全条例に該当する場合は条例の様式で届出する。

表 10

届出の種類	届出の期限	届出の様式	添付書類	提出先
ばい煙発生施設 設置の届出 (新しく施設を設置する とき) 経過措置に伴う届出 (届出を要する施設とな った際すでに設置してい るとき) 構造等変更の届出 (施設の構造や燃料を変 更するとき)	(法律・条例) 設置する60日以前  (法律・条例) 届出を要する施設となつた日 から30日以内  (法律・条例) 構造等の変更を行う60日以前	(法律) ばい煙発生施設設置(使用、変 更)届出書  (条例) ばい煙発生施設設置(使用、変 更)届出書	1. ばい煙発生施設の構造概要図(カタ ログ等) 2. ばい煙処理施設(集じん機、煙突)の 構造概要図(寸法、煙道中排出ガス測 定箇所も示すこと。) 3. 事業場内の施設及び建物の配置図 4. 付近の見取図及び所在地を示す縮尺 5 万分の1 地形図 5. 燃料の性状表 6. ばい煙の濃度、ばい煙量の数値の根拠 となる資料、計算書 7. 緊急連絡用の電話番号その他緊急時 における連絡方法 8. ばい煙の発生、処理に係る操業の系統 の概要	(法律) 管轄保健所に正 本に写しを1部 添えて提出。  (条例) 管轄保健所に正 本に写しを1部 添えて提出。
一般粉じん発生施設 設置の届出 経過措置に伴う届出 構造等変更の届出	(法律・条例) 設置前 (法律・条例) 届出を要する施設となつた日 から30日以内 (法律・条例) 変更前	(法律) 一般粉じん発生施設設置(使用 、変更)届出書 (条例) 一般粉じん発生施設設置(使用 、変更)届出書	1. 一般粉じん施設の構造概要図(カタ ログ等) 2. 一般粉じん飛散防止のための装置構 造概要図 3. 事業場内の施設及び建物配置図 4. 付近の見取図及び所在地を示す縮尺 5 万分の1 の地形図 5. 一般粉じんの発生、処理に係る操業の 系統の概要	

届出の種類	届出の期限	届出の様式	添付書類	提出先
揮発性有機化合物排出施設 設置の届出 (新しく施設を設置するとき)	(法律) 設置する60日以前	(法律) 揮発性有機化合物排出施設設置 (使用、変更)届出書	1. VOC 排出施設の構造概要図(カタログ等) 2. VOC 処理施設の構造概要図(排出ガス導管中の排出ガス測定箇所も示すこと。) 3. 事業場内の施設及び建物の配置図 4. 付近の見取図及び所在地を示す縮尺5万分の1地形図 5. 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法 6. VOCの排出、処理に係る操業の系統の概要	(法律) 管轄保健所に正本に写しを1部添えて提出。  (条例) 管轄保健所に正本に写しを1部添えて提出。
経過措置に伴う届出 (届出を要する施設となつた日から30日以内)	(法律) 届出を要する施設となつた日から30日以内	(法律) 氏名等変更届出書 (条例)氏名等変更届出書		
構造等変更の届出 (施設の構造や燃料を変更するとき)	(法律) 構造等の変更を行う60日以前	(法律)ばい煙発生施設(一般粉じん発生施設、揮発性有機化合物排出施設)使用廃止届出書 (条例)ばい煙発生施設(一般粉じん発生施設、汚水等排出施設)使用廃止届出書		
氏名・名称・住所・所在地変更の届出	(法律・条例) 変更の日から30日以内	(法律)ばい煙発生施設(一般粉じん発生施設、揮発性有機化合物排出施設)使用廃止届出書 (条例)ばい煙発生施設(一般粉じん発生施設、汚水等排出施設)使用廃止届出書		
使用廃止の届出	(法律・条例) 廃止の日から30日以内	(法律)ばい煙発生施設(一般粉じん発生施設、揮発性有機化合物排出施設)承継届出書 (条例)承継届出書		
承継の届出	(法律・条例) 承継のあつた日から30日以内	(法律)ばい煙発生施設(一般粉じん発生施設、揮発性有機化合物排出施設)承継届出書 (条例)承継届出書		
公害防止担当者(代理者)の届出	(条例) 選任(死亡、解任)した日から30日以内	(条例) 公害防止担当者(代理者)選任、死亡、解任)届出書		
ばい煙・一般粉じん・VOC共通				
条例				

12 計画変更等の命令等

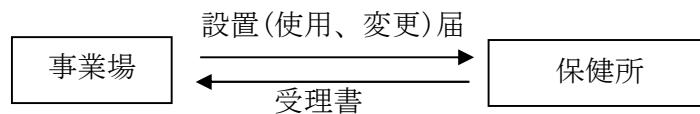
表11

		勸告・命令の基準	勸告・命令の内容	罰則
ばい煙発生施設	計画変更命令	施設の設定又は構造等の変更の届出の際、ばい煙量又はばい煙濃度が排出基準に適合しないと認めるとき。	施設の設定又は構造等の変更の届出に対する計画の変更又は計画の廃止。	法律：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 条例：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	改善命令等	排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあるとき認めるとき。	施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法の改善、又は施設の使用の一時停止。	
一般粉じん発生施設	基準適合命令	施設が構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守しないと認められる場合。	施設の構造並びに使用及び管理に関する基準に従うべきこと、又は施設の使用の一時停止。	法律：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 条例：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
	計画変更命令	施設の設定又は構造等の変更の届出の際、VOC濃度が排出基準に適合しないと認めるとき。	施設の設定又は構造等の変更の届出に対する計画の変更又は計画の廃止。	法律：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
VOC排出施設	改善命令等	排出されるVOC濃度が排出基準に適合しないと認めるとき。	施設の構造若しくは使用の方法若しくはVOCの処理の方法の改善、又は施設の使用の一時停止。	
	計画変更命令	届出の際、作業基準に適合しないと認められる場合。	排出等作業の方法に関する計画の変更。	法律：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 条例：3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
特定粉じん排出等作業	計画変更命令	作業基準を遵守していないと認められる場合。	作業基準に従うこと、又は排出等作業の一時停止。	法律：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 条例：3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
	作業基準適合命令等			

### 1.3 届出に係る事務の流れ

#### (1) 大気汚染防止法に係る届出

##### ① ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設届出関係



設置（使用、変更）届は、正本及びその写しの2部、提出する必要があります。

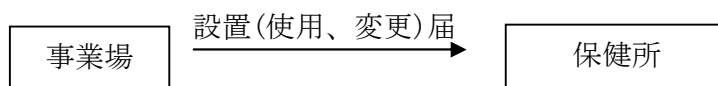
また、二以上のばい煙発生施設等（揮発性有機加工物排出施設を含む。）が次のどちらにもあてはまる場合、その種類ごとに1つの届出書で届出ができます。

○同一の工場又は事業場に設置されている。

○その種類（令別表第一、令別表第一の二又は令別表第二の項ごとの区分をいう。）が同一である。

受理書は設置届（法6条第1項、法17条の4第1項）、経過措置に伴う届出（法7条第1項、法17条の5第1項）、構造等の変更届（法8条第1項、法17条の6第1項）を受理した時（書面審査終了時）に交付されます。

##### ② 一般粉じん発生施設、特定粉じん排出等作業の実施の届出関係



①と同じく、設置（使用、変更）届出は、正本及びその写しの2部、提出する必要があります。

また、二以上の一般粉じん発生施設は、①のばい煙発生施設等と同じく①のどちらにもあてはまる場合、その種類ごとに1つの届出書で届出ができます。

二以上の特定粉じん排出等作業が次のいずれかにあてはまる場合、1つの届出書で届出ができます。

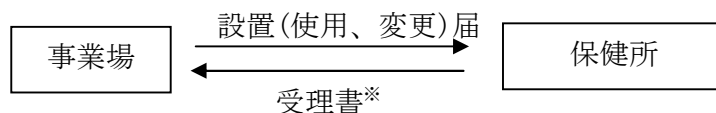
○同一の建築物等について行われる場合

○同一の工場又は事業者（事業所）に設置されている場合。

一般粉じん発生施設及び特定粉じん排出等作業実施の届出の場合は、受理書の発行はありません。

#### (2) 沖縄県生活環境保全条例に係る届出

##### ① ばい煙発生施設



設置（使用、変更）届は、正本及びその写しの2部、提出する必要があります。

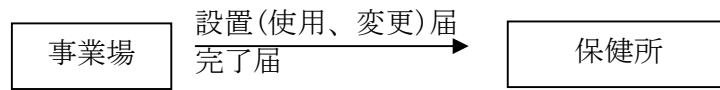
また、二以上のばい煙発生施設が次のどちらにもあてはまる場合、その種類ごとに1つの届出書で届出ができます。

○同一の工場又は事業場に設置されている。

○その種類（別表第1又は別表第2の項ごとの区分をいう。）が同一である。

受理書の交付は、①ばい煙発生施設設置届（第8条）、経過措置に伴う設置届（第9条）、構造等の変更届（第10条）を受理した時に交付されます。

②一般粉じん発生施設、特定粉じん排出等作業の実施及び特定粉じん排出等作業等完了届出関係



①と同じく、設置（使用、変更）届出、完了届出は、正本及びその写しの2部、提出する必要があります。

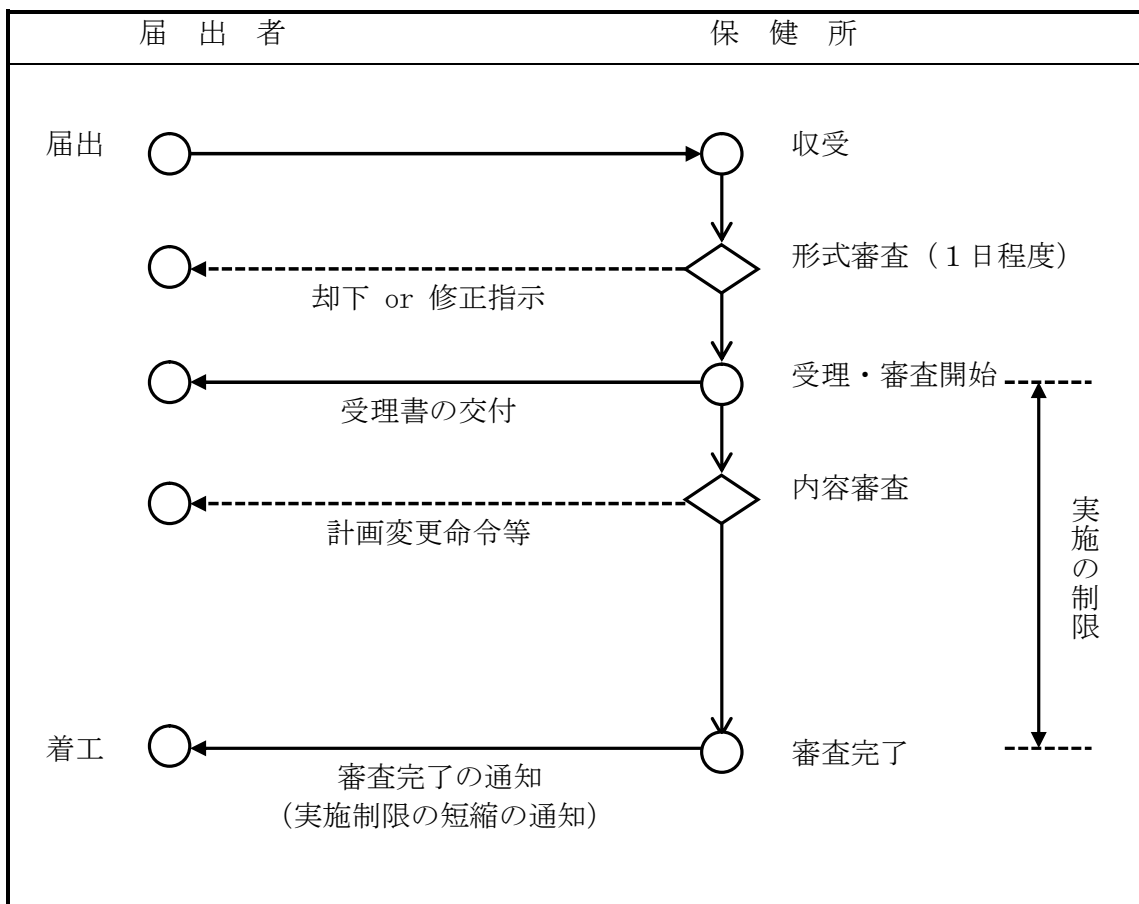
また、二以上の一般粉じん発生施設は、①のばい煙発生施設等と同じく①のどちらにもあてはまる場合、その種類ごとに1つの届出書で届出ができます。

二以上の特定粉じん排出等作業が次のいずれかにあてはまる場合、1つの届出書で届出ができます。

- 同一の建築物等について行われる場合
- 同一の工場又は事業者に設置されている場合。

一般粉じん発生施設、特定粉じん排出等作業の実施及び特定粉じん排出等作業等完了届出の場合は、受理書の発行はありません。

## ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設の設置(変更)の届出の流れ



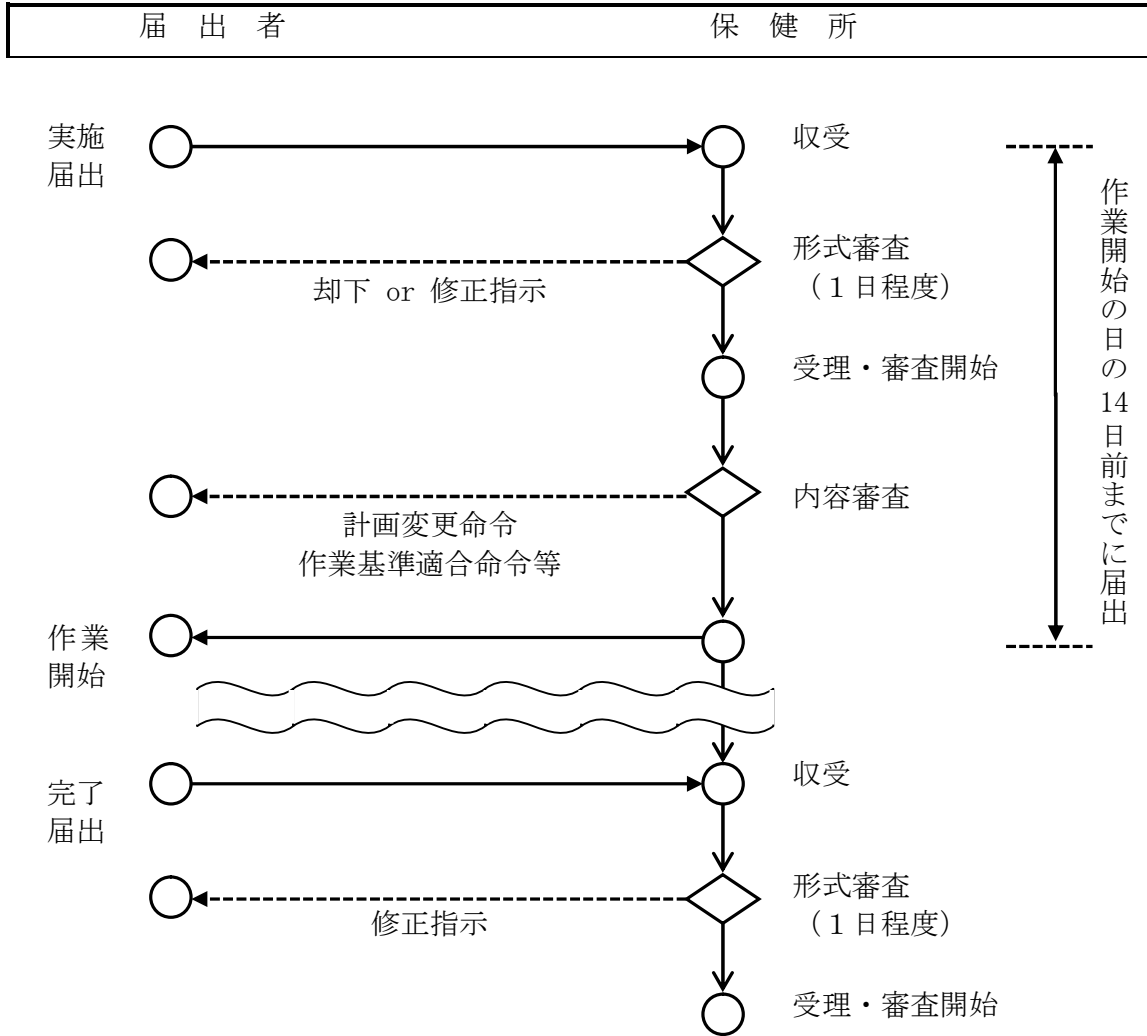
※提出された届出書が形式上の要件を満たしていない場合は、却下又は修正を求めます。形式上の要件に適合して、初めて受理となります。

※受理日から原則として60日は実施の制限がかかります。

※届出内容が法令等に規定する要件に適合していると認められたとき、審査完了の通知を行います。この通知をもって、実施の制限は解除されます。

番号	項目	説明
1	形式審査	提出された届出書の形式上の要件（記載漏れがないかどうか、天部資料がそろっているかどうか）を満たしているか審査します。
2	受理	届出書が形式上の要件を満たしている場合、受理書を交付します。
3	内容審査	届出内容が大気汚染防止法又は県生活環境保全条例の規定する要件（排出基準等）を満たしているか審査します。
4	計画変更命令等	大気汚染防止法又は県生活環境保全条例の基準に適合していないと認めるときは計画の変更又は廃止を命ずることがあります。
5	審査完了	届出内容が大気汚染防止法又は県生活環境保全条例の規定する要件を満たしていることを知事が決定します。

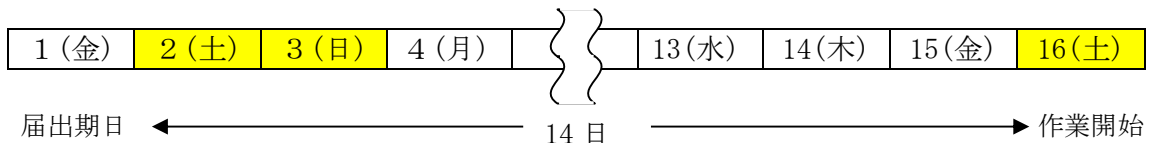
## 特定粉じん排出等作業(法、条例)の実施の届出の流れ



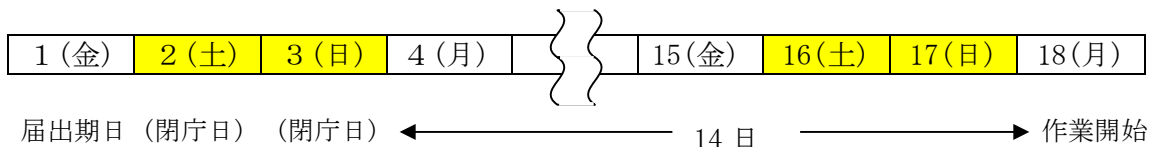
※提出された届出書が形式上の要件を満たしていない場合は、却下又は修正を求めます。形式上の要件に適合して、初めて受理となります。

※届出は特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに届出を行う必要があります。

「14日前まで」とは、次のとおりとなります。



※「14日前まで」が閉庁日の場合は、それ以前の閉庁日が届出期日となります。





番号	項目	説明
1	形式審査	提出された届出書の形式上の要件（記載漏れがないかどうか、天部資料がそろっているかどうか）を満たしているか審査します。
2	受理	届出書が形式上の要件を満たしている場合、受理します。
3	内容審査	届出内容が大気汚染防止法又は県生活環境保全条例に規定する作業基準を満たしているか審査します。
4	計画変更命令 作業基準適合命令 等	大気汚染防止法又は県生活環境保全条例の作業基準に適合していないと認めるときは計画の変更又は廃止を命ずることがあります。 計画変更命令は、届出者（発注者等）に対し行う命令です。 作業基準適合命令等は、施工者に対し行う命令です。